

令和5年 第1回
かつらぎ町議会定例会（3月会議）
議 案

令和5年2月27日提出



令和5年第1回かつらぎ町議会定例会（3月会議）付議事件

報告第 2 号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	1
議案第 12 号	かつらぎ町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する 条例制定について	3
議案第 13 号	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第 14 号	かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定 について	9
議案第 15 号	かつらぎ町平和祈念施設の設置及び管理に関する条例制定について	11
議案第 16 号	かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する 条例制定について	14
議案第 17 号	かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を改正 する条例制定について	16
議案第 18 号	かつらぎ町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	19
議案第 19 号	かつらぎ町過疎地域持続的発展計画の変更について	21
議案第 20 号	町道の認定について	23
議案第 21 号	令和4年度かつらぎ町一般会計補正予算（第12号）	24
議案第 22 号	令和4年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算 (第3号)	110
議案第 23 号	令和4年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第5号)	115
議案第 24 号	令和4年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計補正 予算(第4号)	126
議案第 25 号	令和4年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第6号)	134
議案第 26 号	令和4年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算 (第5号)	142
議案第 27 号	令和4年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計補正予算 (第2号)	153
議案第 28 号	令和4年度かつらぎ町水道事業会計補正予算(第7号)	159
議案第 29 号	令和4年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算(第4号)	180
議案第 30 号	令和5年度かつらぎ町一般会計予算	190
議案第 31 号	令和5年度かつらぎ町シビックセンター特別会計予算	201
議案第 32 号	令和5年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計予算	205
議案第 33 号	令和5年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計 予算	209
議案第 34 号	令和5年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計予算	211

議案第35号	令和5年度かつらぎ町介護保険事業特別会計予算	214
議案第36号	令和5年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計予算	218
議案第37号	令和5年度かつらぎ町水道事業会計予算	220
議案第38号	令和5年度かつらぎ町下水道事業会計予算	246

報告第 2 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年2月27日報告

かつらぎ町長 中阪雅則

(写)

専 決 处 分 書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償額を定めることについては、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の
専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、
専決処分に付する。

令和5年2月8日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 和解及び損害賠償の相手方

[REDACTED]

2 和解の趣旨

町は、損害賠償金126,409円を支払うものとすること。

3 事故の概要

（1）事故発生年月日

令和4年10月23日

（2）事故発生場所

和歌山市栗栖地内（国道24号栗栖交差点）

（3）事故の状況

令和4年10月23日午前10時35分頃、国道24号栗栖交差点内
の一時停止標識により停車中の前方車両に追突したことにより、相手方
の車両と乗員を損傷させた。

議案第 12 号

かつらぎ町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する
条例制定について

かつらぎ町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年かつらぎ町条例第55号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
(案文別記)

2 提案理由

かつらぎ町個人情報保護条例の廃止並びにかつらぎ町個人情報の保護に関する法律施行条例及びかつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

かつらぎ町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年かつらぎ町条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及びかつらぎ町個人情報保護条例（平成14年かつらぎ町条例第54号。以下「個人情報保護条例」という。第29条の2の規定」を「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及びかつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年かつらぎ町条例第2号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条の規定」に、「うえ」を「上、」に、「及び個人情報保護条例の規定」を「、かつらぎ町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年かつらぎ町条例第28号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び議会個人情報保護条例の規定」に改め、「とともに、情報公開制度及び個人情報保護制度について調査研究し建議する」を削る。

第14条を第15条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。
第7条第1項を次のように改める。

審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

第7条第2項中「実施機関」を「諮問実施機関」に改め、同条第3項中「実施機関」を「諮問実施機関」に、「公文書開示等決定若しくは開示請求に係る不作為に係る公文書又は個人情報開示等決定、訂正等決定、中止等決定若しくは利用停止決定若しくは開示請求、訂正等請求、中止請求若しくは利用停止請

求に係る不作為に係る個人情報に記録されている情報」を「公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」に、「分類又は整理した」を「分類し、又は整理した」に改め、同条第4項中「行政不服審査法」の次に「(平成26年法律第68号)」を加え、「実施機関」を「諮問実施機関」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げる、第2条の次に次の1条を加える。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号若しくは個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関又は議会個人情報保護条例第1条に規定する議会をいう。
- (2) 諮問実施機関 情報公開条例第13条の2、法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第45条の規定により審査会に諮問した実施機関をいう。
- (3) 公文書 情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等に係る公文書（同条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。
- (4) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）及び議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 13 号

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）の一部を
次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

記

1 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

地域手当の導入に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条の5」を「第20条の6」に改める。

第6条中「給料月額」を「給料及び地域手当の月額の合計額」に改める。

第13条第2項に次の1号を加える。

(13) 地域手当

第18条第4項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第19条第2項第1号及び第3項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第20条の5の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第20条の6 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第1項に規定する地域手当の支給地域（規則で定める地域を除く。）に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項に規定する地域手当の級地の区分に応じた支給割合を乗じて得た額とする。

第21条の2第2項及び第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第4項中「給料及び扶養手当、住居手当」を「給料、扶養手当、地域手当及び住居手当」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)
- 2 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第39号）の一部を次のように改正する。
第3条中「給料の額」を「給料及びこれに対する地域手当の合計額」に、「第13条から第16条まで」を「第13条第1項から第3項まで」に改め、「現に受ける給料」の次に「及びこれに対する地域手当の合計額」を加える。
(かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)
- 3 かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成24年かつらぎ町条例第26号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項及び第7条第1項中「住居手当及び管理職員特別勤務手当」を「住居手当、管理職員特別勤務手当及び地域手当」に改める。
(かつらぎ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 4 かつらぎ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年かつらぎ町条例第13号）の一部を次のように改正する。
第2条第3項に次の1号を加える。
(13) 地域手当
第15条の次に次の1条を加える。
(地域手当)
第15条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第1項に規定する地域手当の支給地域（企業管理規程で定める地域を除く。）に在勤する職員に支給する。
- 5 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かつらぎ町条例第39号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「期末手当及び退職手当」を「期末手当、退職手当及び地域手当」に改める。
(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かつらぎ町条例第39号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「期末手当及び通勤手当」を「期末手当、通勤手当及び地域手当」に改める。
第7条中「第17条の2並びに第20条の2第1項、第2項及び第4項」を「第17条の2、第20条の2第1項、第2項及び第4項並びに第20条の6」に改める。
第11条中「給料月額」を「給料及び地域手当の月額の合計額」に改める。
第18条第1項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

議案第 14 号

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例（昭和33年かつらぎ町条例第18号）
の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

天野公民館の移設並びに志賀公民館及び新城公民館の設置に伴い、所要の
改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例（昭和33年かつらぎ町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

かつらぎ町天野公民館	かつらぎ町大字志賀350番地
かつらぎ町四邑公民館	かつらぎ町大字御所8番地の2
かつらぎ町花園公民館	かつらぎ町大字花園梁瀬645番地の4

」を

かつらぎ町四邑公民館	かつらぎ町大字御所8番地の2
かつらぎ町天野公民館	かつらぎ町大字下天野930番地
かつらぎ町志賀公民館	かつらぎ町大字志賀1347番地の3
かつらぎ町新城公民館	かつらぎ町大字新城243番地
かつらぎ町花園公民館	かつらぎ町大字花園梁瀬645番地の4

」に

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 15 号

かつらぎ町平和祈念施設の設置及び管理に関する条例制定について

かつらぎ町平和祈念施設の設置及び管理に関する条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町平和祈念施設の設置及び管理に関する条例（案文別記）

2 提案理由

平和祈念館及び平和祈念像施設を町有財産とし、管理運営を行うため、条例を制定いたしたい。

かつらぎ町告示第　　号

かつらぎ町平和祈念施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和5年3月　　日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第　　号

かつらぎ町平和祈念施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 平和の尊さを伝え、町民の平和意識の高揚、平和な社会の発展及び地域住民の福祉の増進に寄与するため、かつらぎ町平和祈念施設（以下「平和祈念施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 平和祈念施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
かつらぎ町平和祈念館	かつらぎ町大字丁ノ町2527番地
かつらぎ町平和祈念像施設	かつらぎ町大字丁ノ町2527番地

(管理)

第3条 平和祈念施設は、常に良好な状態において管理し、設置の目的に応じて最も効果的に運用しなければならない。

(業務)

第4条 平和祈念施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 平和に関する資料の保管、展示及び供用
- (2) 平和学習等、平和を考える場の提供
- (3) 地域住民の福祉の増進のための場の提供
- (4) その他町長が必要と認める業務

(使用の承認)

第5条 平和祈念施設を使用しようとする者は、町長に申込書を提出して、承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用を取り消し、又は変更しようとするときは、町長に届け出なければならない。

(使用の不承認)

第6条 町長は、公益の維持管理及び施設の保全に支障があると認めたときは、使用を承認しないことができる。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(使用料の還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができないときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(実費の弁償)

第10条 町長は、使用者が建物、建具、機械器具又は備品等を破損したときは、協議の上、使用者にその損害額を弁償させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

名称	区分	使用時間・使用料（1時間当たり）	
		午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
平和祈念館	和室1	100円	100円
	和室2	100円	100円
	大ホール	200円	200円
平和祈念像施設		200円	200円

備考

1 使用時間外に使用する場合の使用料は、1時間当たり各使用区分に定めた額の同額を加算する。また、冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき300円を加算する。ただし、暖房器（燃料代を含む。）の使用料は1台につき250円とする。

議案第 16 号

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を
改正する条例制定について

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例（平成27年かつらぎ町条例第27号）
の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

かつらぎ町における子育てしやすいまちづくりの推進にあたり、子育て世帯の経済的な負担軽減策として、国の幼児教育・保育の無償化の年齢（3歳から5歳）に満たない子ども（0歳から2歳）のうち、国・県の助成対象外となった第2子を町独自施策として無償化するため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例（平成27年かつらぎ町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第7項を次のように改める。

7 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもの利用者負担額の月額は、教育・保育給付認定子どものうち、特定被監護者（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合の最年長の者（以下この項において「第1子」という。）についてはこの表に掲げる額とし、第1子を除き最年長の者以降の教育・保育給付認定子どもについては、この表の規定にかかわらず、利用者負担額を無料とする。

別表第1の備考第8項及び第9項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のかつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われるかつらぎ町教育・保育の利用者負担額について適用し、同日前に行われたかつらぎ町教育・保育の利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第 17 号

かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を
改正する条例制定について

かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例（平成17年かつらぎ
町条例第54号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとす
る。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

記

1. かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条
例（案文別記）

2 提案理由

かつらぎ町高齢者生活福祉センターの利用者の負担軽減等を図るために、所
要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和5年3月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

かつらぎ町高齢者生活福祉センター設置及び管理条例（平成17年かつらぎ
町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 前項に規定する利用料について、月の途中に利用を開始し、又は廃止した
者の利用料の月額は、別表の額に当該月の実利用日数を当該月の実日数で除
した数を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数を生じた
場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第1項中

食事料	一人一食 400円
	ただし、段階的措置として平成20年度 については、350円

」を

食事料	一人一食 400円
-----	-----------

」に改める。

別表第2項中

昼食費	一人一食 400円 ただし、段階的措置として平成20年度 については、350円
夕食費	一人一食 300円 ただし、段階的措置として平成20年度 については、250円

」を

昼食費	一人一食 400円
夕食費	一人一食 300円

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 18 号

かつらぎ町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険条例(昭和34年かつらぎ町条例第2号)の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中阪 雅則

記

1 かつらぎ町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 日

かつらぎ町長

令和 5 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町国民健康保険条例の一部を改正する条例

かつらぎ町国民健康保険条例(昭和 34 年かつらぎ町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「408,000 円」を「488,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第 7 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 19 号

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画の変更について

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画第6項第3号の表中

(3) 廃棄物処理施設 その他	ごみ収集車両購入	かつらぎ町	
--------------------	----------	-------	--

」を

(3) 廃棄物処理施設 その他	ごみ収集車両購入	かつらぎ町	
(4) 火葬場	かつらぎ斎場改修事業	かつらぎ町	

」に

改め、同計画第11項第3号の表中

10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	かつらぎ町「横笛の唄」公演制作事業	かつらぎ町	
-------------	-----------------------------	-------------------	-------	--

」を

10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化財拠点施設整備事業	かつらぎ町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	かつらぎ町「横笛の唄」公演制作事業	かつらぎ町	

」に

改める。

議案第 20 号

町道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を下記のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

路線番号	路 線 名	起 点	終 点
3656	佐野56号線	かつらぎ町大字佐野 86番1地先	かつらぎ町大字佐野 82番8地先

提案理由

町道として認定いたしたい。

議案第 21 号

令和4年度かつらぎ町一般会計補正予算（第12号）

令和4年度かつらぎ町一般会計補正予算（第12号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ279,930千円を減額し、歳入歳出それぞれ11,468,026千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

普通地方交付税の追加交付、補助金等の決定に伴う精算及び国の補正予算に伴う事業費の増額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第12号)

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		1,943,415	46,750	1,990,165
1 町民税		677,548	14,650	692,198
2 固定資産税		981,890	10,500	992,390
3 軽自動車税		80,492	△500	79,992
4 町たばこ税		103,643	20,000	123,643
5 都市計画税		96,709	1,100	97,809
6 入湯税		3,133	1,000	4,133
1 1 地方交付税		4,230,473	73,827	4,304,300
1 地方交付税		4,230,473	73,827	4,304,300
1 3 分担金及び負担金		26,592	△600	25,992
1 分担金		1,375	△600	775
1 4 使用料及び手数料		143,172	△14,174	128,998
1 使 用 料		108,362	△4,353	104,009
2 手数料		34,810	△9,821	24,989
1 5 国庫支出金		1,383,188	△109,360	1,273,828
1 国庫負担金		546,646	△43,136	503,510
2 国庫補助金		814,506	△66,300	748,206

(単位：千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	3 国庫委託金		22,036	76	22,112
	1 県負担金		633,653	△6,599	627,054
	2 県補助金		430,427	△1,886	428,541
17 財産収入	3 県委託金		164,233	△2,357	161,876
			38,993	△2,356	36,637
			168,050	633	168,683
18 善附金	1 財産売払収入		151,690	766	152,456
	2 財産運用収入		16,360	△133	16,227
19 繰入金			410,222	21,172	431,394
	1 善附金		410,222	21,172	431,394
			884,677	△250,089	634,588
21 諸収入	1 特別会計繰入金		58,333	1,654	59,987
	2 基金繰入金		826,344	△251,743	574,601
22 町債			120,657	3,310	123,967
	4 受託事業収入		9,202	82	9,284
	5 雜入		108,056	3,228	111,284
			806,600	△44,800	761,800

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 町 債	806,600	△44,800	761,800
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に か か る 分		997,257		997,257
歳 入 合 計		11,747,956	△279,930	11,468,026

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		99,095	△1,855	97,240
2 総 務 費	1 議 会 費	99,095	△1,855	97,240
	1,707,784		△29,513	1,678,271
	1 総務管理費	1,401,509	△14,813	1,386,696
	2 徴 税 費	154,676	△474	154,202
	3 戸籍住民基本台帳費	73,310	△1,256	72,054
	4 選 举 費	69,668	△12,970	56,698
3 民 生 費		3,565,329	△111,514	3,453,815
	1 社会福祉費	2,561,053	△78,910	2,482,143
	2 児童福祉費	993,746	△32,604	961,142
4 衛 生 費		939,769	△45,490	894,279

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費	1 保健衛生費	539,690	△39,462	500,228
	2 清掃費	400,079	△6,028	394,051
7 商工費	1 農業費	379,676	9,813	389,489
	2 林業費	306,826	18,135	324,961
8 土木費		72,850	△8,322	64,528
	1 商工費	541,328	△5,232	536,096
9 消防費	2 観光事業振興費	502,163	△4,658	497,505
		39,165	△574	38,591
10 教育費		947,883	△26,369	921,514
	1 土木管理費	34,922	△164	34,758
11 経常費	2 道路橋梁費	266,805	△12,987	253,818
	3 河川費	27,183	△515	26,668
12 特定費	4 都市計画費	451,828	△3,596	448,232
	5 住宅費	167,145	△9,107	158,038
13 その他		419,511	△12,821	406,690
	1 消防費	892,893	△14,199	878,694

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 教育総務費		343,495	△1,448	342,047
2 小学校費		140,630	△2,076	138,554
3 中学校費		99,029	△7,756	91,273
4 幼稚園費		32,863	△216	32,647
5 社会教育費		221,173	△2,442	218,731
6 保健体育費		55,703	△261	55,442
11 災害復旧費		68,000	△63,733	4,267
1 農林業施設災害復旧費		29,600	△29,338	262
2 公共土木施設災害復旧費		38,400	△34,395	4,005
12 公債費		1,459,733	730	1,460,463
1 公債費		1,459,733	730	1,460,463
13 諸支出金		696,900	20,289	717,189
1 基金費		696,900	20,289	717,189
14 予備費		30,055	△36	30,019
1 予備費		30,055	△36	30,019
補正されたかかった款項にかかる分				
歳出合計		11,747,956	△279,930	11,468,026

1. 総括表

歳入歳出補正予算事項別明細書(第12号)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	1,943,415	46,750	1,990,165
11 地方交付税	4,230,473	73,827	4,304,300
13 分担金及び負担金	26,592	△600	25,992
14 使用料及び手数料	143,172	△14,174	128,998
15 国庫支出金	1,383,188	△109,360	1,273,828
16 県支出金	633,653	△6,599	627,054
17 財産収入	168,050	633	168,683
18 寄附金	410,222	21,172	431,394
19 繰入金	884,677	△250,089	634,588
21 諸収入	120,657	3,310	123,967
22 町債	806,600	△44,800	761,800
補正された款項にかかる分	997,257		997,257
歳入合計	11,747,956	△279,930	11,468,026

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				国 稽 支 出 金	特 定 地 方 債	そ の 他
1 議会費	99,095	△1,855	97,240			
2 総務費	1,707,784	△29,513	1,678,271	△9,078		
3 民生費	3,565,329	△111,514	3,453,815	△61,013	△3,300	
4 衛生費	939,769	△45,490	894,279	△30,461	△5,200	
6 農林水産業費	379,676	9,813	389,489	22,216	500	178
7 商工費	541,328	△5,232	536,096	112		
8 土木費	947,883	△26,369	921,514	△5,178	△12,300	
9 消防費	419,511	△12,821	406,690		△500	△7,688
10 教育費	892,893	△14,199	878,694	△5,593	△4,500	
11 災害復旧費	68,000	△63,733	4,267	△42,010	△19,500	△1,100
12 公債費	1,459,733	730	1,460,463	15,046		148
13 諸支出金	696,900	20,289	717,189			20,290
14 予備費	30,055	△36	30,019	0		
補正されなかつた款項にかかる分	0					
歳出合計	11,747,956	△279,930	11,468,026	△115,959	△44,800	9,539
						△128,710

1. 稲 入
町 税

補正第 12号

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	町 稅	千円 1,943,415	千円 46,750	千円 1,990,165			
1	町 民 稅	677,548	14,650	692,198			
1 個 人	599,870	5,000	604,870				
					1 現年課税分	6,000	均等割 25,562-25,162 所得割 567,470-561,870 5,600
					2 滞納繰越分	△1,000	4,258-5,258
2 法 人	77,678	9,650	87,328				
					1 現年課税分	10,000	均等割 41,122-36,122 法人税割 45,865-40,865 5,000
					2 滞納繰越分	△350	171-521
2 固定資産税	981,890	10,500	992,390				
1 固定資産税	981,130	10,500	991,630		1 現年課税分	12,000	現年課税分 981,734-967,784 過年度分 649-2,599 13,950 △1,950

税
町

款項	目	補正前の額	補正額	計		区分	金額	説明	明
				千円	千円				
3 軽自動車税		80,492	△500	79,992		2 滞納繰越分	△1,500	9, 247-10, 747	
1 種別割		74,659	△400	74,259					
3 軽自動車税		221	△100	121		2 滞納繰越分	△400	409-809	
4 町たばこ税		103,643	20,000	123,643		2 滞納繰越分	△100	120-220	
1 町たばこ税		103,643	20,000	123,643					
5 都市計画税		96,709	1,100	97,809		1 現年課税分	20,000	123, 643-103, 643	
1 都市計画税		96,709	1,100	97,809					
6 入湯税		3,133	1,000	4,133		1 現年課税分	1,500	96, 180-94, 680	
						2 滞納繰越分	△400	1, 572-1, 972	

款項	目	補正前の額	補正額	計		区分	金額	説明
				千円	千円			
	1 入湯税	3,133	1,000	4,133				
11	地方交付税	4,230,473	73,827	4,304,300		1 現年課税分	1,000	4,133-3,133
1	地方交付税	4,230,473	73,827	4,304,300				
	1 地方交付税	4,230,473	73,827	4,304,300				
						1 地方交付税	73,827	普通地方交付税 3,826,300-3,752,473
13	分担金及び負担金	26,592	△600	25,992				
1	分担金	1,375	△600	775				
	1 農林水産業費分担金	275	500	775				
						1 ため池改修事業負担金	500	775-275
2	災害復旧費分担金	1,100	△1,100	0				
						1 補助災害復旧事業分担金	△1,100	現年農地 0-350 農業用施設 0-750
								△350 △750

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	分金額	
14	使用料及び手数料	143,172	△14,174	128,998			
1	使用料	108,362	△4,353	104,009			
2	民生使用料	2,333	△304	2,029			
					5 高齢者生活福祉センター使用料	△294 1,548-1,740 配食サービス料 138-240	△192
					6 児童館使用料	△1027-37	
3	衛生使用料	13,259	△1,229	12,030			
					1 体力づくりプログラム ア一使用料	△189 576-765	
					3 墓地永代使用料	△1,040 1,600-2,640	
4	農業使用料	34	15	49			15 河南地区農産物加工施設駐車場使用料 15-0

使用料及び手数料

補正第12号

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
5 山振施設使用料		千円 2	千円 △1	千円 1			千円
6 林業使用料	1,440	△417	1,023		2 東谷ふるさとセンター使用料	△1 0-1	
8 土木使用料	86,129	△1,894	84,235		1 緑の雇用担い手 住宅使用料	△180 360-540	
9 教育使用料	3,020	△523	2,497		2 田舎暮らし体験 住宅使用料	△237 663-900	
					4 定住促進住宅使 用料	△1,549 9, 551-11, 100	
					5 定住促進住宅附 屬施設使用料	△72 513-585	
					6 コミュニティ住 宅使用料	△144 5, 568-5, 712	
					7 公的賃住宅使 用料	△129 135-264	

使用料及び手数料

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					千円	千円	
2 手 数 料		34,810	△9,821	24,989			
1 総務手数料		8,253	30	8,283			
				1 地籍図及び土地 情報に関する手 数料	30	土地情報管理システム及び座標値一覧表交付手数料 543-513	
3 衛生手数料		26,210	△9,849	16,361			
				3 じん芥収集手数 料	△9,819	ごみ袋手数料 14,714-23,250 事業所ごみ収集手数料 293-1,679 粗大ごみ収集手数料 361-288	△8,536
5 林業手数料		1	△1	0	1 鳥獣飼養許可手 数料	△10-1	

使用料及び手数料

補正第12号

款項	目	補正前の額	補正額	計		区分	金額	説明
				千円	△1			
	6 土木手数料	千円 320	千円 △1	319				
				5 優良宅地、優良 住宅認定等手数 料			△1	0-1
15	国庫支出金	1,383,188	△109,360	1,273,828				
1	国庫負担金	546,646	△43,136	503,510				
	1 民生費国庫負担 金	449,389	△5,151	444,238				
				6 児童手当負担金		△4,577	1,333	513-138,090
				8 子どもための 教育・保育給付 費負担金		△574	2	713-3,287
	2 衛生費国庫負担 金	71,301	△17,290	54,011				
				1 新型コロナウイ ルスワクチン接 種対策費国庫負 担金		△17,290	54,011-71,301	
	3 教育費国庫負担 金	5,946	△685	5,261				

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
		千円	千円	千円	1 子どもための教育・保育給付費負担金	△685	△685 千円 5, 261-5, 946
4 災害復旧費国庫負担金		20,010	△20,010	0			
2 国庫補助金		814,506	△66,300	748,206	1 土木施設災害復旧費負担金	△20,010	0-20,010
1 総務費国庫補助金		64,715	△7,621	57,094			
					1 住宅市街地総合整備事業補助金	△5,806	空き家対策総合支援事業費補助金 41, 789-47, 595
					4 デジタル基盤改革支援補助金	△759	自治体オンライン手続推進事業補助金 1, 991-2, 750
					6 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	△1,056	0-1, 056
2 民生費国庫補助金		260,353	△53,900	206,453			

国庫支出金

補正第12号

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
		千円	千円	千円	2ひきこもり対策 推進事業補助金	△502,020-2,070	千円
	6 子育てのための 施設等利用給付 交付金				△300	174-474	
	10 子育て世帯等臨時特別支援事業 補助金				△53,550	子育て世帯等臨時特別支援事業補助金(事業費分) 26,200-71,000 生活支援臨時特別事業費補助金(事業費分) 107,850-116,600	△44,800 △8,750
3 衛生費国庫補助 金	67,317	△12,558	54,759				
					2 緊急風しん抗体 検査事業補助金	△510476-986	
					3 水道未普及地域 解消事業補助金	△4,31112,729-17,040	
					5 新型コロナウイ ルスワクチン接種 体制確保事業 補助金	△6,72430,006-36,730	
					6 净化槽設置交付 金	△1,0134,285-5,298	

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
4 土木費国庫補助金		千円 164,546	千円 11,733	千円 176,279			
					1 社会資本整備総合交付金	13,935	公営住宅等ストック総合改善事業 △1,100 1 6, 8 8 5 - 1 7, 9 8 5 198 公営住宅等整備事業 3 1, 7 1 9 - 3 1, 5 2 1 14,837 公営住宅賃低廉化事業 2 6, 0 4 1 - 1 1, 2 0 4
6 教育費国庫補助金		19,499	△3,954	15,545	3 住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	△1,952	1, 2 4 0 - 3, 1 9 2
					4 住宅市街地総合整備事業補助金	△250	空き家対策総合支援事業費補助金 1, 0 0 0 - 1, 2 5 0
					5 特別支援教育就学奨励費補助金	△133	小学校特別支援教育就学奨励費補助金 1 9 4 - 1 5 9 △168 中学校特別支援教育就学奨励費補助金 3 9 - 2 0 7
					6 理科教育等設備整備費補助金	△555	小学校理科教育等設備整備費補助金 2 8 0 - 6 0 0 △320 中学校理科教育等設備整備費補助金 2 6 5 - 5 0 0 △235

国庫支出金

補正第12号

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
		千円	千円	千円	4 学校施設環境改善交付金	△3,269	11,135-14,404 千円
					8 保護児童生徒援助費補助金		3 中学校要保護児童生徒援助費補助金 33-30
3 国庫委託金	22,036	76	22,112				
2 民生費国庫委託金	111	△52	59				
4 土木費国庫委託金	12,374	128	12,502		2 全国在宅障害児者等実態調査委託金	△52	0-52 千円
16 県支出金	633,653	△6,599	627,054		1 かつらぎ西PA管理費委託金		128 道の駅かつらぎ西管理委託金 12,502-12,374 千円
1 県負担金	430,427	△1,886	428,541				
2 民生費県負担金	310,001	△1,253	308,748		6 児童手当負担金	△1,027	29,978-31,005 千円

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
3 農林水産業費県負担金		千円 40,227	千円 $\Delta 45$	千円 40,182	8 子どもための教育・保育給付費負担金	千円 $\Delta 226$	1, 027-1, 253 千円
4 教育費県負担金		5,084	$\Delta 588$	4,496	1 中山間地域等直接支払交付金	$\Delta 45$	40, 182-40, 227
2 県補助金		164,233	$\Delta 2,357$	161,876	1 子どもための教育・保育給付費負担金	$\Delta 588$	4, 496-5, 084
1 総務費県補助金		1,068	148	1,216	1 土地利用計画法施行事務市町村交付金	$\Delta 6$	依頼調査事務費交付金 0-6
2 民生費県補助金		80,660	52	80,712	2 和歌山県施設整備補助金	154	1, 210-1, 056

県支出金

補正第 12号

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
		千円	千円	千円	13 紀州つ子いっぽ いサボート事業 費補助金	△994,706-4,805	
					18 放課後子ども教 室推進事業補助 金	72185-113	
					21 住宅新築資金等 貸付助成事業補 助金	79 同和対策住宅新築資金等貸付金帶納整理促進対策補助金 79-0	
3 衛生費県補助金		9,081	△613	8,468			
					2 和歌山県健康推 進員活動助成事 業費補助金	△20170-190	
					3 和歌山県がん検 診推進支援事業 補助金	△162986-1,148	
					5 一般不妊治療費 補助金	△9654-150	
					6 合併処理浄化槽 設置補助金	△3354,963-5,298	

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
4 農林水産業費県 補助金		千円 42,822	千円 22,251	千円 65,073			千円
					1 農業委員会等交 付金	454	2, 507-2, 053
					3 農地利用最適化 交付金	2,209	2, 769-560
					5 中山間地域等直 接支払推進事業 交付金	△41	290-331
					6 農作物鳥獣害防 止総合対策事業 補助金	△100	狩獵免許取得支援事業 0-100
					7 耕作放棄地対策 推進事業補助金	△515	0-515
					9 鳥獣被害防止総 合対策事業補助 金	△900	緊急捕獲活動支援事業補助金 2, 528-3, 428
					13 多面的機能支払 交付金	△369	8, 171-8, 540

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
5 商工費県補助金		千円	千円	千円	14 経営所得安定対策等推進事業費補助金	△741	561-1,635
6 土木費県補助金					15 農村地域防災減災事業補助金	10,000	14,900-4,900
8 教育費県補助金					16 林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金	△413	604-1,017
					21 農業水路等長寿化・防災減災事業補助金	12,000	12,000-0

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
					区分	金額		
		千円	千円		1 紀の国総育推進事業補助金	△298	7 6 1 - 1 , 0 5 9	千円
					6 放課後子ども教室推進事業補助金	△4	1 5 - 1 9	
					9 備導センター運営費補助金	△22	青少年センター県補助金 1 0 2 - 1 2 4	
9 災害復旧費県補助金		22,000	△22,000	0				
					1 災害復旧費補助金	△22,000	現年農地 0 - 4, 0 0 0 農業用施設 0 - 1 3 , 5 0 0 林道 0 - 4 , 5 0 0	△4,000 △13,500 △4,500
10 和歌山県移譲事務市町村交付金		752		752				
					1 和歌山県移譲事務市町村交付金		優良宅地、優良住宅認定等事務交付金 0 - 1 0 農地法許可等事務交付金 2 8 5 - 2 7 5	△10 10

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
3 県委託金		千円 38,993	△2,356	千円 36,637			
1 総務費県委託金		34,802	△1,605	33,197			
					2 参議院通常選挙 委託金	△1,202	13, 762-14, 964
					3 知事選挙委託金	△403	13, 708-14, 111
2 民生費県委託金		2,495	△709	1,786			
					1 在宅育児支援委 託金	△709	1, 786-2, 495
3 教育費県委託金		1,696	△42	1,654			
					2 読書活動推進事 業委託金	△42	328-370
17 財産収入		168,050	633	168,683			
1 財産売払収入		151,690	766	152,456			
3 生産物売払収入		40,850	766	41,616			
					1 生産物売払収入	766	コンテナ 135-185 ふるさどかつらぎ寄附金特産品 41, 451-40, 635
							△50 816

財産収入

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
2 財産運用収入		千円 16,360	千円 △133	千円 16,227			千円
1 利子及び配当金		1,325	△80	1,245			
					1 利子及び配当金		△80 ふるさとから基金預金利子 16,3-209 から基金預金利子 △34 から基金預金利子 15-49
2 財産賃付収入		15,035	△53	14,982			
					1 財産賃付収入		△53 コピー代 545-598
18 寄附金		410,222	21,172	431,394			
1 寄附金		410,222	21,172	431,394			
1 一般寄附金		10	802	812			
					1 一般寄附金		802 812-10
2 ふるさとから ぎ寄附金		390,000	20,000	410,000			
					1 ふるさとから ぎ寄附金		20,000 410,000-390,000

寄附金

補正第12号

款項	目	補正前の額	補正額	計		区分	金額	千円	説明
				千円	千円				
	5 企業版ふるさと納税	20,200	370	20,570					
					1 企業版ふるさと納税				370 20, 570-20, 200
19	繰入金	884,677	△250,089	634,588					
1	特別会計繰入金	58,333	1,654	59,987					
	3 介護保険事業会計繰入金	28,437	1,654	30,091					
					1 介護保険事業会計繰入金				1,654 30, 091-28, 437
2	基金繰入金	826,344	△251,743	574,601					
	1 基金繰入金	826,344	△251,743	574,601					
					1 財政調整基金繰入金				△255,900 84, 600-340, 500
					2 ふるさとかつらぎ基金繰入金				3,957 409, 557-405, 600

繰入金 款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
		千円	千円			千円	千円
21	諸収入	120,657	3,310	123,967	7 新型コロナウイルス感染症対策 たすけ愛基金繰入金	200	200-0
4	受託事業収入	9,202	82	9,284			
	2 農林水産業費受託金	394	82	476			
					1 農業者年金事務受託金	82	476-394
5	雑入	108,056	3,228	111,284			
1	雑入	108,056	3,228	111,284			
					1 雜入	3,228	消防団員退職報償金 かつらぎ西PA地域振興施設指定管理納付金 △7,688
							△1 公衆電話使用料 橋本周辺広域市町村圏組合ごみ処理場直接搬入手数料還付 △1 橋本周辺広域市町村圏組合ごみ処理場壳却益精算金 6,873
22	町債	806,600	△44,800	761,800			3,325

町債

補正第12号

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1 町 債	債	千円 806,600	千円 $\Delta 44,800$	千円 761,800			千円
2 民 生 債		343,800	$\Delta 3,300$	340,500			
3 衛 生 債				1 民生債		$\Delta 3,300$	過疎対策事業 老人福祉施設整備事業 315,400-318,700
		34,100	$\Delta 5,200$	28,900			
				1 衛生債		$\Delta 5,200$	過疎対策事業 合併処理浄化槽設置補助金 2,400-2,900
							ごみ収集車購入 500
							6,800-6,300
							辺地対策事業 飲料水供給施設整備事業 $\Delta 5,200$
							19,000-24,200
4 農林水産業債		2,700	500	3,200			
				1 農林水産業債		500	防災・減災・国土強靭化緊急対策事業 ため池改修事業 500-0
5 土 木 債		229,600	$\Delta 12,300$	217,300			
				1 土木債		$\Delta 12,300$	辺地対策事業 道路改良事業 $\Delta 11,700$

町 款	項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区分	金額	
		千円	千円	千円			
6 教育債		49,100	△4,500	44,600	1 教育債	△4,500	学校教育施設等整備事業 小学校トイレ改修 9,500-9,800 中学校空調機器更新 2,600-4,600 過疎対策事業 スクールバス運行費 26,000-24,700
							△300 △2,000 1,300

補正第 12号

款項	債目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
		千円	千円	千円		千円	防災・減災・国土強靭化緊急対策事業 中学校階段昇降機設置 △3,500
7 災害復旧債	24,300	△19,500		1,800			
					1 農業用施設	△12,800	現年農地 △600 0-600
					2 林道	0-1,000	△1,000
					3 公共土木施設	0-500	△500
					4 地下施設	0-10,700	△10,700
					5 消防施設	△6,700	現年農業用施設 △300 0-300
					6 林道	0-1,200	△1,200
					7 公共土木施設	1,800-7,000	△5,200
9 消防債	4,200	△500		3,700			
					8 消防債	△500	緊急防災・減災事業 防災情報システム負担金 3,700-4,200

町 款 項	債 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区分	金額 千円	
		千円	千円	千円			
	歳入合計		11,747,956	△279,930	11,468,026		

出 岳

補正第12号

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源内訳				金額	説明
					国庫支出金 千円	特定財源 千円	地方債 千円	その他の 一般財源 千円		
1 議会費	議会費	千円 99,095	千円 △1,855	千円 97,240				千円 △1,855		千円 △1,855
1 議会費	議会費	千円 99,095	千円 △1,855	千円 97,240				千円 △1,855		千円 △1,855
1 議会費	議会費	千円 99,095	千円 △1,855	千円 97,240				千円 △1,855		千円 △1,855
2 総務費	総務費	1,707,784	△29,513	1,678,271	△9,078			793	△21,228	
1 総務管理費	総務管理費	1,401,509	△14,813	1,386,696	△7,473			793	△8,133	
1 一般管理費	一般管理費	455,616	△3,969	451,647				△53	△3,916	
3 職員手当等								2 給料	△1,696	職員給
								3 職員手当等	△698	扶養手当 児童手当 通勤手当 会計年度任用職員期末手当

総務費 款項	目 の 正額	補正額	前額	計	補正額の財源		内訳	一般財源 千円	区 分	金額 千円	説明
					国県支出金 千円	地方債 千円					
							4 共済費	△1,368	職員共済組合負担金		
							11 役務費	△10	無事故無違反証明書発行手数料		
							18 負担金、補助及び交付金	△197	退職手当負担金 旧恩給組合負担金	△128 △69	
2 人事管理費	6,913	△167	6,746				△167				
							7 報償費	△30	講師謝金		
							8 旅費	△69	職員旅費		
							10 需用費	△27	消耗品費 燃料費	△12 △15	
							13 使用料及び賃借料	△23	駐車料金 有料道路通行料	△3 △20	
							18 負担金、補助及び交付金	△18	研修負担金		
4 広報費	7,429	△130	7,299				△130				
5 会計管理費	63,317	△355	62,962				11 役務費	△130	郵送料		
							△355				

正第112号

補正第12号

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源			一般財源 千円	区分	金額 千円	説明
					国県支出金 千円	地方債 千円	その他の 一般財源 千円				
13 電算管理費	51,564	△1,001	50,563	△759				△242			
15 総合行政ネットワーク管理費	2,221	△10	2,211					△10			
16 友好交流費	885	△846	39					△846			
17 地籍調査事業費	102,761	△526	102,235					△556			
									3 職員手当	△64	通勤手当 会計年度任用職員期末手当
										△26 △38	
									7 報償費	△30	地籍調査推進委員報償費
									10 需用費	△409	燃料費 食糧費 印刷製本費 △241 △10 △8

総 款 項	費 目	補 正 前 額 の 正 額	補 正 額 計	補 正 額 の 財 源				節	説 明
				特 定 財 源	國 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
19 かつらぎま つり実施事 業費		4,500	△4,053	447				△4,053	
21 地域交流セ ンター整備 事業費		95,260		95,260	△5,806			5,806	
2 徴 税 費	154,676		△474	154,202				△474	
1 税務賦課徵 收費	154,676		△474	154,202				△474	
								2 給 料	42 職員給
								3 職員手当等	△60 扶養手当 △39 会計年度任用職員期末手当 △21
								4 共 済 費	△191 職員共済組合負担金
								7 報 償 費	△1 税作文表彰記念品

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源			内訳			説明
					国県支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円	区分 8 旅 費	金額 千円	
3 戸籍住民基 本台帳費		73,310	△1,256	72,054				△1,256			△1 会計年度任用職員費用弁償
1 戸籍住民基 本台帳費		73,310	△1,256	72,054				△1,256			△219 地理情報システムリース料
4 選舉費		69,668	△12,970	56,698	△1,605			△11,365			△44 固定資産研修負担金
											△39 職員給
											△923 住居手当 △32 通勤手当 △27 超勤手当 △850 会計年度任用職員期末手当 △14
											△101 印刷製本費
											△193 コピーリース料

補正第12号

総務費 款項	目 の 前 額	補正前 額	計	補正額の財源			一般財源 千円	区分 金 額 千円	説明
				特 別 支 出 金 千 円	国 県 支 出 金 地 方 債 千 円	そ の 他 千 円			
							3 職員手当等	△2	会計年度任用職員 超勤手当
							4 共済費	△12	会計年度任用職員共済組合負担金 △5 会計年度任用職員法定福利費 △7
							8 旅費	△3	会計年度任用職員費用弁償
							10 需用費	△193	消耗品費 △20 印刷製本費 △148 修繕費 △25
							11 役務費	△135	郵送料
							13 使い料及び 賃借料	△2	駐車料金
4 町議会議員 一般選舉費	27,583	△11,383	16,200			△11,383	1報酬	△94	投票事務打合せ会 開票立会人 △32 △62
							3 職員手当等	△132	投票及び開票事務手当
							10 需用費	△139	燃料費 △10 印刷製本費 修繕費 △99 △30

総務費	款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明		
						国県支出金	地方債	その他の一般財源	区分	金額	千円	郵送料	△35	△1,543
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	11 役務費	千円	△1,543	選挙ボスター掲示板作成設置・撤去委託料	△1,543	
									12 委託料	△88	投票所トイレ借り上料	△88		
									13 使用料及び賃借料					
									18 負担金、補助及び交付金	△9,352	町議会議員一般選挙費用負担金	△9,352		
3	民生費	3,565,329	△111,514	3,453,815	△61,013	△3,300	△304	△46,897						
1	社会福祉費	2,561,053	△78,910	2,482,143	△53,573	△3,300	△294	△21,743						
	1 社会福祉総務費	997,587	△57,374	940,213	△53,652			△3,722						
									2 給料	△80	職員給	△80		
									3 職員手当等	△1,485	扶養手当 通勤手当 超勤手当	△1,485	△12 △55 △1,418	
									7 報償費	△438	講師謝金 障害者相談員報償費 民生児童委員退任記念品	△438	△100 △36 △302	
									8 旅費	△850	民生児童委員活動旅費	△850		

補正第 12号

款項	費目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
					国庫支出金	特定財源	一般財源	区分		
3 老人福祉費		539,482	△20,634	518,848		△3,300	△294	△17,040		
									7 報償費	△181 敬老祝品
									12 委託料	△249 緊急通報システム事業委託料
									18 負担金、補助及び交付金	△20,204 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合負担金 △19,984 △220 老人クラブ育成補助金

款項	目	補(の)正額	補正額	計	補正額の財源			金額	説明
					特定期	国県支出金	地方債		
	6 高齢者サロ ン事業費	千円 3,143	千円 △16	千円 3,127	千円	千円	その他	千円 △16	千円
8 後期高齢者 医療事業費	376,823	△841	375,982					11 役務費	△16 傷害保険料
14 国民年金事 務費	7,170	△45	7,125						
16 住宅新築資 金等貸付事 業費	381							2 繰出金	△841 後期高齢者医療事業特別会計繰出金(職員 給与費等)
2 児童福利総 務費	993,746	△32,604	961,142	△7,440				△45	
1 児童福利総 務費	76,417	△3,665	72,752	△1,908				3 職員手当等	△41 通勤手当
								2 給料	△4 職員給

款項	目	補正前額の正額	補正額計	補正額の財源内訳				節	説明
				国県支出金	地方債	その他の一般財源	区分		
		千円	千円	千円	千円	千円	3 職員手当等	千円 △47	扶養手当 期末勤勉手当
							18 負担金、補助金及び交付金	△472	紀州つ子いっぽいサボート事業補助金（児童発達支援センター等） △198 △274
2 児童措置費	200,100	△5,735	194,365	△5,604			19 扶助費	△3,150	子育て世帯生活支援特別給付金 △1,800 在宅育児支援金 △1,350
							△131		
							19 扶助費	△5,735	児童手当費
6 こども園運営費	517,282	△19,041	498,241				△19,041		
							12 委託料	△19,041	こども園運営委託料
8 児童健全育成事業費	61,376	△3,886	57,490				△3,886		
9 児童福祉施設経務費	36,328	△258	36,070	72			12 委託料	△3,886	学童保育施設運営委託料
							2 給料	△8	職員給

民生費

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源			一般財源 千円	区分 千円	金額 千円	説明
					国庫支出金	地方債	その他の 千円				
10	児童福祉施設管理費	6,232	△19	6,213				△10	△9		
4	衛生費	939,769	△45,490	894,279	△30,461	△5,200		△931	△8,898		
1	保健衛生費	539,690	△39,462	500,228	△29,113	△5,200		△1,230	△3,919		
1	保健衛生総務費	119,548	△271	119,277				△271			
69										2 給料	△188 職員給
										3 職員手当等	△18 通勤手当 △14 会計年度任用職員期末手当
										8 旅費	△8 職員旅費

補正第12号

款項	目次	補正額の前額	補正額計	補正額の財源内訳				説明
				国県支出金	地方債	その他の一般財源	区分	
2 予防費	99,349	△3,442	95,907	△692			10 需用費	千円 △2 消耗品費
							13 使用料及び賃借料	△12 駐車料金 有料道路通行料 △5 △7
							18 負担金、補助金及び交付金	△43 救急医療情報システム負担金 和歌山県市町村保健師協議会負担金 △29 △14
							7 報償費	△30 講師謝金
							8 旅費	△11 職員旅費
							11 役務費	△383 駅送料 風しん抗体検査事務手数料 風しん予防接種事務手数料 △21 △293 △69
							12 委託料	△2,958 一般健康診査委託料(集團) 若年者集団健康診査委託料 高齢者肺炎球菌予防接種委託料 緊急風しん抗体検査委託料 風しん予防接種委託料 医療廃棄物処理委託料 フレイル予防事業委託料 △56 △555 △500 △1,098 △701 △6 △42
							13 使用料及び賃借料	△10 駐車料金 有料道路通行料 △6 △4

款項	目	補正額	前額	補正額	計	補正額の財源			内訳		説明
						国県支出金	地方債	その他の 一般財源	区分	助 費	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	19 扶助費	千円	△50 新たなステージに入ったがん検診費(乳がん) △2 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成費 △46 新たなステージに入ったがん検診費(子宮がん) △2
3 環境衛生費		110,416	△10,876	99,540	△4,311	△5,200					
									12 委託料	△10,777 下志賀地区飲料水供給施設整備工事設計業 務委託料	
									18 負担金、補助及び交付金	△27 スズメバチ駆除補助金 △25 星川西原・入道山地区水道施設補助金 △1 上志賀地区水道施設補助金 △1	
									27 繰出金	△72 水道事業会計繰出金	
4 母子保健費		28,146	△410	27,736	△96				△314		
									7 報償費	△44 講師謝金 △30 助産師報償費 △7 健診事業看護師報償費 △7	
									8 旅費	△33 職員旅費	
									13 使用料及び賃借料	△142 駐車料金 △3 有料道路通行料 △9	

補正第12号

款項	目	補正前額	補正額	補正額の財源内訳			節	説明
				特	定	財		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 保健福祉セ ンター管理 費	17,211	△931	16,280		△189	△742		
6 花園保健セ ンター管理 費	1,050	△4	1,046		△4			
7 斎場管理費	29,154	608	29,762		△1,041	1,649		
							10 需用費	465 電気料
							14 工事請負費	△97 かつらぎ霊園階段新設工事

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			金額	説明
					特定期	固定資産	その他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
8 新型コロナ ウイルス感 染症対策費	△24,136	134,816	110,680	△24,014		△122			△2,000 会計年度任用職員期末手当 △46
								△2,046 超勤手当	
									△2,000 会計年度任用職員期末手当 △46
7 報償費								△10,000 医師報償費 看護師報償費 薬剤師報償費	△5,300 △3,600 △1,100
11 役務費								△90 広告料	
12 委託料								△10,000 新型コロナワイルスワクチン接種委託料 新型コロナワイルスワクチン接種体制整備 業務委託料	△6,500 △3,500
13 使用料及び 賃借料								△2,000 車両上料 ワクチン予約システム利用料	△1,100 △900
2 清掃費	400,079	△6,028	394,051	△1,348				299 △4,979	
1 清掃総務費	259,639	△3,876	255,763					△50 △3,826	

衛生費

補正第12号

款項	項目	補正前額	補正額	計	補正額の財源			節			説明
					国庫支出金	地方債	その他の一般財源	区分	金額		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	△467	職員給	千円
3 職員手当等								△2,262	扶養手当 児童手当 通勤手当 超勤手当	△106 △80 △76 △2,000	
4 共済費								△1,000	職員共済組合負担金		
7 報償費								△60	講師謝金 し尿収集運搬料金等協議会委員報償費	△10 △50	
13 使用料及び賃借料								△87	借地料 清掃汚泥収集車借上料	△9 △78	
2 じん芥処理費	△849	74,555	73,706	500	349	△1,698					
3 し尿処理費	△1,303	65,885	64,582	△1,348	△500	545					

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源			節			説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
6 農林水産業費		379,676	9,813	389,489	22,216	500	178	△13,081			千円 和歌山県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金△4 合併処理浄化槽設置補助金△85 公共下水道認可区域内合併処理浄化槽設置補助金△14
1 農業費		306,826	18,135	324,961	22,629	500	597	△5,591			
1 農業委員会費		23,989	△59	23,930	2,673		82	△2,814			
									3 職員手当等	△10 通勤手当	
									7 報償費	△8 農業委員会扱い手激勵賞記念品	
2 農業総務費		62,249	9	62,258					8 旅費	△41 職員旅費 △33 委員旅費	△8 △33
3 農業振興費		19,141	△2,110	17,031			15	△2,125	2 給料	9 職員給	
									14 工事請負費	△2,000 笠田中圃場調整地浚渫工事	

農林水産業費

補正第12号

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国県支出金	地方債	その他の一般財源	区分	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 園芸振興費		11,510	1,044	12,554			1,044	18 負担金、補助及び交付金	△110 かつらぎ町農業担い手交流会補助金
8 中山間地域等直接支払事業費推進費		54,846	△59	54,787	△86			18 負担金、補助及び交付金	△411 果樹共済加入促進事業補助金 △71 収入保険加入促進事業補助金 1,526 病害虫防除対策事業補助金
9 耕作放棄地対策推進事業費		16,183	△3,055	13,128	△1,515		△1,540	18 負担金、補助及び交付金	△59 中山間地域等直接支払交付金
									△3,055 犬飼免許取得支援事業補助金 (単独分) △85 犬飼免許取得支援事業補助金 (県補助分) △100 機構集積協力金補助金 △515 有害鳥獣捕獲支援事業補助金 △2,355

農林水産業費

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源			内訳			説明
					国県支出金	地方債	その他の一般財源	区分	金額		
11 多面的機能支払交付金事業費		千円 12,018	千円 $\Delta 492$	千円 11,526	千円 $\Delta 369$	千円	千円 $\Delta 123$		千円		
12 経営所得安定対策等推進事業費		1,637	$\Delta 76$	1,561	$\Delta 74$					18 負担金、補助及び交付金	$\Delta 492$ 多面的機能支払交付金
13 地域おこし支援費		4,342	$\Delta 33$	4,309						4 共済費	$\Delta 76$ 会計年度任用職員共済組合負担金
14 農地総務費		32,457	$\Delta 49$	32,408						11 役務費	$\Delta 76$ 会計年度任用職員法定福利費
										13 使用料及び賃借料	$\Delta 22$ 旅館業法資格取得手数料 $\Delta 4$ 傷害保険料
										17 駐車料金	
										3 職員手当等	$\Delta 25$ 通勤手当

農林水産業費

補正第 12号

款項	目	補正額	前額	計	補正額の財源			内訳	節	説明
					国県支出金	地方債	その他の一般財源			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円
15 農道新設改良費		9,537	15	9,552				15		△24 和歌山県ダム・発電関係協議会会費
16 農村地域防災減災事業費		5,450	23,000	28,450	22,000	500	500			15 県管事業特別賦課金
										12 委託料 22,000 ため池劣化状況評価・豪雨耐性評価業務委託料
										10,000 ため池廃止測量設計業務委託料 12,000
										18 負担金、補助及び交付金 1,000 ため池改修事業負担金
2 林業費		72,850	△8,322	64,528	△413		△419	△7,490		
1 林業総務費		47,838	△1,069	46,769	△413		△181	△475	2 給料	8 職員給

農林水産業費

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源			内訳			節	説明
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
3 山村振興総務費		1,563		1,563				千円	11 役務費	千円	△132	車登録手数料 車共済費 自賠責保険料
4 田舎暮らし体验住宅管理費		1,269		1,269				千円	18 負担金、補助及び交付金	千円	△905	和歌山県治山林道協会負担金 林業社会保険加入促進事業補助金 中小企業退職金共済事業補助金 林業労働者任意災害補償保険助成補助金 △25
6 山村地域おこし支援費		14,781	△7,253	7,528				千円	26 公課費	千円	△40	自動車重量税
								△1	1			
								△237	237			
								△7,253				
									7 報償費	△5,200	地域おこし協力隊報償費	
									8 旅費	△122	職員旅費	
									10 需用費	△190	消耗品費 燃料費 印刷製本費	△150 △14 △6

農林水産業費

補正第12号

款項	目	補正の額	前額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
						国県支出金	定地方費	一般財源	その他の	
7	商工費	541,328	△5,232	536,096	112			△5,344		
1	商工費	502,163	△4,658	497,505				△4,658		
	1 商工総務費	273,052	△4,658	268,394				△4,658		
80								2 給料	4 職員給	
								7 報償費	△15 起業支援事業審査委員報償費	
								8 旅費	△12 職員旅費 起業支援事業審査委員旅費	△9 △3
								10 需用費	△16 消耗品費	△10

款項	目	補正額の前額	計	補正額の財源			内訳			説明
				特	定	財	國県支出金	地方債	その他	
8	土木費	947,883	△26,369	千円	千円	千円	△5,178	△12,300	△1,324	千円 △7,567
1	土木管理費	34,922	△164	34,758	△10				△1	△153
1	土木総務費	34,922	△164	34,758	△10				△1	△153
									3 職員手当等	△37 通勤手当
									4 共済費	△127 職員共済組合負担金
2	道路橋梁費	266,805	△12,987	253,818	128	△14,000	719	166		
1	道路橋梁総務費	24,120	△91	24,029				△91		
									2 給料	5 職員給
									3 職員手当等	△96 通勤手当
4	辺地対策事業費	33,900	△13,177	20,723		△11,700		△1,477		
									10 需用費	△145 消耗品費 △75 燃料費 △70
									11 役務費	△32 郵送料
									14 工事請負費	△13,000 町道四郷1号線道路改良工事

款項	目	補正額	前補	計	補正額の財源			金額	説明
					国県支出金	地方債	その他の		
5 社会資本整備総合交付事業費		47,400	千円	△23 47,377	千円	千円	千円 △23	千円	千円
8 長寿命化修繕事業費		40,340	千円	40,340				2 納料	△10 職員給
9 かつらぎ西PA管理費		12,735	千円	304	13,039	128	719	△543	3 職員手当等 △13 通勤手当
3 河川費		27,183	千円	△515	26,668	△200	△315		12 委託料
1 河川費		11,717	千円	△515	11,202	△200	△315		14 工事請負費 △2,231 橋梁点検業務委託料 見好5号橋測量設計業務委託料 △500
								10 需用費	304 消耗品費 電気料 211 93
									12 委託料 △1,030 土壌検査業務委託料 小林谷川改修測量設計業務委託料 △300 △730

土木費

款項	目	補正の前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
					国県支出金	地方債	その他の一般財源		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4	都市計画費	451,828	△3,596	448,232		3,000	△6,596		△142 767
	1 都市計画総務費	283,506	△3,196	280,310	△100		△3,096		
								1 報酬	△61 都市計画審議会委員
								3 職員手当等	△49 扶養手当 △10 △34 △5 住居手当 通勤手当
								18 負担金、補助及び交付金	△28 和歌山県都市計画協会負担金
								27 繰出金	△3,058 下水道事業会計繰出金
2	公園費	19,288	△132	19,156			△132		
								2 給料	△3 職員給
								3 職員手当等	△129 通勤手当 △3 △126 期末勤勉手当

土木費

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源			説明
					特定期	固定費	一般財源	
	3 公園整備事業費	119,916	千円	△16	119,900 千円	3,100 千円	△3,116 千円	
4 かづらぎ西部公園管理費	29,118	△252	28,866				3 職員手当等	△16 会計年度任用職員期末手当
5 住宅費	167,145	△9,107	158,038	△5,296	△1,100	△2,042	△669	
1 住宅管理総務費	14,276	△148	14,128			△148		
							1 報酬	△87 住宅管理審議会委員 入居者選考委員会委員
							2 給料	8 職員給
							3 職員手当等	△69 扶養手当 児童手当 期末勤勉手当
								△20 △20 △29

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源			内訳			節	説明
					国県支出金	特定地方債	その他の	一般財源	区分	金額		
2 住宅管理費		17,169	千円 △209	千円 16,960	千円 △209	千円 △209	千円	千円	千円	千円		
3 定住促進住宅管理費		24,349	△847	23,502					12 委託料	△209	浄化槽清掃委託料	
4 コミュニティ住宅管理費		856		856					14 工事請負費	△847	桜ヶ丘定住促進住宅駐車場等改良工事	
5 公的賃住宅管理費		505		505					14 工事請負費	△847	桜ヶ丘定住促進住宅駐車場等改良工事	
6 木造住宅耐震化促進事業費		8,015	△5,203	2,812	△3,935			△1,268				
									12 委託料	△640	木造住宅耐震診断事業実施委託料 △480 木造住宅耐震補強設計審査事業委託料 △160	
									18 負担金、補助及び交付金	△4,563	木造住宅耐震診断補助金 △267 耐震ベッド・耐震シエルター設置補助金 △798 木造住宅耐震設計改修工事補助金(国費分 △1,500))

土木費

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源			一般財源 千円	区分 千円	金額 千円	説明
					国県支出金	地方債	その他の 千円				
7 公営住宅等整備事業費		63,505		63,505	63,505	198					木造住宅耐震設計改修工事補助金 △1,998
8 公営住宅等ストック総合改善事業費		35,970	△2,200	33,770	△1,100	△1,100					
9 空家等対策事業費		2,500	△500	2,000	△250				12 委託料 △477		渋田第2団地屋根外壁改修工事設計監理業 務委託料
9 消防費		419,511	△12,821	406,690				14 工事請負費 △250			△1,723 渋田第2団地屋根外壁改修工事
1 消防費		419,511	△12,821	406,690							
2 非常備消防費		112,301	△10,547	101,754				18 負担金、補助及び交付金 △7,688			△500 不良空家除却補助金

消 費

補 正 第 12 号

款項	目	補正の額	前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明	
						特	定	財	源	区	分	金額	
						国県支出金	地方債	その他の	一般財源	千円	千円	千円	
									1 報酬			千円	
									2 給料			△42	消防審議会委員
									3 職員手当等	△6	職員給	△1	
									4 共済費	△177	管理職手当	△146	
										△16	通勤手当	△16	
										△221	期未勤勉手当	△14	
										△12	会計年度任用職員期末手当	△16	
									7 報償費	△7,870	職員共済組合負担金	△233	
										△7,688	非常勤公務災害負担金	△221	
										△132	消防団員退職報賞費	△50	
									12 委託料	△291	出初式放水会場整地業務委託料	△7	
										△20	退団者記念品	△132	
									13 使用料及び賃借料	△70	出初式放水会場整地業務委託料	△50	
									17 備品購入費	△658	車借上料	△20	
										△27	諸用具借上料	△50	
									18 負担金、補助金及び交付金	△1,200	消防用ホース	△152	
										△1,048	消防ポンプ操法大会訓練補助金	△1,048	
5 水防費	8,537	△27	8,510										

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源			節			説明
					国県支出金	地方債	その他の 千円	一般財源 千円	区分	金額 千円	
7 防災費		32,812	△2,247	30,565		△500		△1,747			△4 非常勤公務災害負担金
10 教育費		892,893	△14,199	878,694	△5,593	△4,500	△523	△3,583			
1 教育総務費	教育委員会費	343,495	△1,448	342,047		1,300		△2,748			
1 教育委員会		896	△165	731				△165			
7 報償費								7 報償費	△41 教育委員会表彰記念品		
8 旅費								8 旅費	△109 委員旅費		

正第12号

教 育 費	款 項	目	補 正 前 額	補 正 紋	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節 分 金 額			説 明		
						特 定 財	國 境 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一般財源	千円	区 分	金 額	千円
2 事務局費	123,256	△94	123,162							18 負担金、補助及び交付金	千円	△15	市町村教育委員会研修分担金	千円
3 教育諸費	60,195	△1,168	59,027							1 賃料	△6	職員給		
										3 職員手当等	△55	管理職手当 扶養手当 通勤手当 会計年度任用職員期末手当	△57 10 △5. △3	
										4 共 消 費	△2	会計年度任用職員公務災害負担金		
										13 使用料及び賃借料	△12	コピーリース料		
										18 負担金、補助及び交付金	△19	退職手当負担金 旧恩給組合負担金	△3 △16	
										3 職員手当等	△3	会計年度任用職員期末手当		

補正第12号

款項	目	補正前額の額	補正額	計	補正額の財源			節			説明
					特	定	財	一般財源	区分	金額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 小学校費	140,630	△2,076	138,554	△791	△300			3 職員手当等		△2 会計年度任用職員期末手当	
1 小学校総務費	32,889	△94	32,795					4 共済費		△19 非常勤公務災害負担金	
2 小学校管理費	56,278	△621	55,657	△208	△300			3 職員手当等		△24 会計年度任用職員期末手当	
3 教育振興費	50,404	△1,063	49,341	△285				8 旅費		△59 会計年度任用職員費用弁償	
								18 負担金、補助及び交付金		△11 日本スポーツ振興センター掛金	
								12 委託料		△621 小学校トイレ改修工事設計監理業務委託料	
								3 職員手当等		△169 会計年度任用職員期末手当	
								13 使用料及び賃借料		△14 入湯料	

教育費

款項	目	補正額	前額	計	補正額の財源内訳			説明
					国庫支出金	地方債	その他の一般財源	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 紀の国緑育 推進事業費		1,059	△298	761	△298			17 備品購入費 △640 理振教材
								18 負担金、補 助及び交付 金 △240 小学校児童大会等参加費補助金
3 中学校費		99,029	△7,756	91,273	△3,461	△5,500	1,205	12 委託料 △254 紀の国緑育推進事業指導業務委託料
1 中学校総務 費		13,344	△207	13,137			△207	13 使用料及び 賃借料 △44 車借上料
								14 会計年度任用職員期末手当 △2 会計年度任用職員期末手当
2 中学校管理 費		38,145	△5,767	32,378	△3,061	△5,500	2,794	15 委託料 △181 標準学力調査委託料 16 負担金、補 助及び交付 金 △24 日本スポーツ振興センター掛金

補正第12号

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			金額	説明
					国庫支出金 千円	地方債 千円	その他の 一般財源 千円		
3 教育振興費	47,540	△1,782	45,758	△400			△1,382		
								△316 会計年度任用職員期末手当	
4 幼稚園費	32,863	△216	32,647	△1,273			1,057		
1 幼稚園総務費	31,967	△40	31,927	△1,273			1,233		
2 幼稚園管理費	896	△176	720				△176		
								△116 会計年度任用職員期末手当	
								△22 債還金、利息及び割引料	
								△20 負担金返還金	
								△116 役務費	△150 建物共済費

教 育 費 款 項	目	補 正 前 額 の	補 正 純 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節			明 説
					特 定 財 源	國 県 支 出 金 地 方 債 債	其 他	一般財源	区 分	金 額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	12 委 託 料	千円	△26 光回線導入業務委託料 千円
5 社会教育費	221,173	△2,442	218,731	△68							
1 社会教育総務費	24,513	△173	24,340					△2,374			
								△173			
									1 報 酬	△46 社会教育委員	
									3 職員手当等	△86 扶養手当 △10 通勤手当 △43 会計年度任用職員期末手当 △33	
									18 負担金、補助及び交付金	△41 和歌山県社会教育主事等連絡協議会負担金 △10 伊都地方社会教育委員連絡協議会分担金 △43 △31	
2 社会教育諸費	66,779	△62	66,717					△62			
									7 報 償 費	△23 男女共同参画講座講師謝金	
3 放課後子ども教室推進事業費	29	△4	25	△4					27 繼 出 金	△39 シビックセンター特別会計繰出金	

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源			内訳			節	説明
					国県支出金	地方債	その他の一般財源	区分	金額			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	△4	放課後子ども教室運営委員報償費	千円
4 公民館経営費		32,906	△202	32,704			△202			△10	職員給	△20 △24
								2 給料				
								3 職員手当等		△44	扶養手当 通勤手当	
								4 共済費		△148	職員共済組合負担金	
5 公民館事業費		3,474	△989	2,485			△989					
								13 使用料及び賃借料		△989	車借上料 放送設備借上料	△699 △290
6 公民館管理費		59,732	△377	59,355			△377			3 職員手当等	△377	会計年度任用職員期末手当
										△30		
7 文化財保護費		4,505	△30	4,475						1 報酬	△30	文化財専門審議会委員
10 図書館費		14,987	△56	14,931	△42			△14				

教 育 費 款 项	目	補 正 領 額	前 準 正 領 額	計	補 正 領 の 財 源			内 訳			説 明
					特 国県支出金	定 地方債	財 千円	源 千円	区 分	金 額	
									3 職員手当等	千円	△14 会計年度任用職員期末手当
									7 報 償 費	△12 読書活動推進事業企画運営委員会委員報償費	
									10 需 用 費	△9 消耗品費	
									11 役 務 費	△21 郵送料	
									12 委 托 費	△330 成人式激励会委託料 △20 青少年健全育成・非行防止運動委託料 △310	
									1 報 酬	△65 青少年問題協議会委員	
									4 共 済 費	△17 非常勤公務災害負担金	
									7 報 償 費	△15 優良青少年表彰記念品	
11 青少年セシ タ一運営費	9,369	△427	8,942	△22				△405			
									13 子どもの居 場所づくり 推進事業費	△122	
6 保健体育費	55,703	△261	55,442							7 報 償 費	
										△122 講師謝金	

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源			節			説明
					国県支出金	地方債	その他の 千円	区分	金額	千円	
1 保健体育総務費		千円 299	千円 △12	千円 287	千円	千円	千円 △12				
2 保健体育振興費		3,628	△2	3,626				1報酬	△10	スポーツ推進委員	
3 体育施設管理費		51,776	△247	51,529				4共済費	△2	非常勤公務災害負担金	
11 災害復旧費		68,000	△63,733	4,267	△42,010	△19,500	△1,100	△1,123			
1 農林業施設災害復旧費		29,600	△29,338	262	△22,000	△3,600	△1,100	△2,638			

災害復旧費

款項	項目	補正前額	補正額	計	補正額の財源			内訳			説明
					国県支出金	特定地方債	その他の一般財源	区分	金額		
1 現年発生農地補助災害復旧事業費	千円	5,925	△5,925	千円 0	千円 △4,000	千円 △600	千円 △350	千円 △975	千円	千円	千円
								10 需用費	△100	消耗品費	
								12 委託料	△800	土壤検査業務委託料 農地災害復旧測量設計委託料	△300 △500
								14 工事請負費	△5,000	農地災害復旧工事	
								18 負担金、補助及び交付金	△25	和歌山県土地改良事業団体連合会特別賦課金	
2 現年発生農業用施設補助災害復旧事業費	千円	16,275	△16,275	0	△13,500	△1,300	△750	△725			
								8 旅費	△10	職員旅費	
								10 需用費	△330	消耗品費 燃料費 電気料	△230 △50 △50
								11 役務費	△60	電話料 郵送料	△30 △30

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
					国県支出金	地方債	その他の 千円	
3 現年発生林道補助災害復旧事業費	5,900	△5,900	0	△4,500	△800		△600	千円 △300 △500
4 現年発生林道単独災害復旧事業費	1,500	△1,238	262		△900		△338	

災害復旧費		補正額				補正額の財源内訳				節		説明	
款項	項目	補正額		計		一般財源 千円	千円	千円	千円	区分		△1,000 △238	
		国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	工事請負費 千円					14 工事請負費 千円			
2	公共土木施設災害復旧費	38,400	△34,395	4,005	△20,010	△15,900			1,515			△1,238	林道災害復旧工事 林道崩土取除工事
1	現年発生公共土木施設災害復旧事業費	34,100	△34,095	5	△20,010	△13,700			△385				
2	現年発生公共土木施設災害復旧事業費	4,300	△300	4,000	△2,200				1,900				
10	需用費	△595	消耗品費 燃料費									△395 △200	
11	役務費	△200	電話料 郵送料									△100 △100	
12	委託料	△3,300	土壤検査業務委託料 公共土木施設災害復旧測量設計業務委託料									△300 △3,000	
14	工事請負費	△30,000	道路災害復旧工事 河川災害復旧工事									△20,000 △10,000	

災害復旧費

補正第12号

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源			節			説明
					国県支出金	地方債	その他の 一般財源	区分	金額		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
12	公債費	1,459,733	730	1,460,463	15,046		148	△14,464			
1	公債費	1,459,733	730	1,460,463	15,046		148	△14,464			
	1元金	1,405,960		1,405,960	15,046		148	△15,194			
2	利子	53,773	730	54,503			730				
	諸支出金	696,900	20,289	717,189						22 債還金、利子及び割引料	730 通常償還利子
13							20,290	△1			
1	基金費	696,900	20,289	717,189			20,290	△1			
4	ふるさとかつらぎ基金費	390,209	19,954	410,163			19,954				
										24 積立金	19,954 ふるさとかつらぎ基金積立金

款項	目	補正の前額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国庫支出金	特定地方債	一般財源	区分分金額	
	9 かつらぎ西ペーチングエリア上り線地域振興施設整備金費	千円 50	千円 △35	千円 15	千円	千円	千円 △34	千円 △1	
14 企業版ふるさと納税基金費		15,380	370	15,750			24 積立金	△35	かつらぎ西ペーチングエリア上り線地域振興施設整備基金積立金
14 予備費		30,055	△36	30,019			24 積立金	370	企業版ふるさと納税基金積立金
1 予備費		30,055	△36	30,019			△36		
1 予備費		30,055	△36	30,019			△36		
	歳出合計	11,747,956	△279,930	11,468,026	△115,959	△44,800	9,539	△128,710	

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還方法	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還方法
老人福祉施設整備事業	318,700	普通貸借又は証券発行	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。	315,400	普通貸借又は証券発行	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
合併処理浄化槽設置補助金	2,900	〃	〃	〃	2,400	〃	〃	〃
ごみ収集車購入事業	6,300	〃	〃	〃	6,800	〃	〃	〃
飲料水供給施設整備事業	24,200	〃	〃	〃	19,000	〃	〃	〃
ため池改修事業	200	〃	〃	〃	700	〃	〃	〃
辺地対策事業(道路改良)	32,200	〃	〃	〃	20,500	〃	〃	〃
橋梁点検事業	10,700	〃	〃	〃	9,400	〃	〃	〃
長寿命化修繕事業	5,700	〃	〃	〃	4,700	〃	〃	〃
下水道事業会計繰出金	19,100	〃	〃	〃	19,000	〃	〃	〃
かつらぎ西部公園整備事業	57,000	〃	〃	〃	60,100	〃	〃	〃
緊急自然災害防止対策事業(河川改修)	4,600	〃	〃	〃	3,700	〃	〃	〃

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還方法	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還方法
急傾斜地崩壊対策事業	1,500	普通貸借又は証券発行	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。	2,200	普通貸借又は証券発行	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
公営住宅等ストック総合改善事業	17,900	"	"	"	16,800	"	"	"
学校教育施設等整備事業	23,400	"	"	"	17,600	"	"	"
スクールバス運行委託料	24,700	"	"	"	26,000	"	"	"
災害復旧事業	21,300	"	"	"	1,800	"	"	"
防災情報システム負担金	4,200	"	"	"	3,700	"	"	"

1 特別職
給与費明細書

(一般)

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給			与			費			備考
		報酬	給料	年間支給率 (月分)	期末手当	地域手当	その他手当	計	共済費	合計	
補正後	長等	3	17,264	3,900 (2.40)		158		21,322	3,081	24,403	
	議員	13	38,750	8,215 (2.60)				46,965	11,764	58,729	
	その他の 特別職	45	7,042					7,042	58	7,100	
	計	61	45,792	17,264	12,115	158	75,329	14,903	90,232		
補正前	長等	3	17,264	3,900 (2.40)		158	21,322	3,081	24,403		
	議員	13	38,750	9,105 (2.60)			47,855	11,764	59,619		
	その他の 特別職	45	7,042				7,042	58	7,100		
	計	61	45,792	17,264	13,005	158	76,219	14,903	91,122		
比較	長等										
	議員			△ 890			△ 890		△ 890		
	その他の 特別職										
	計				△ 890		△ 890		△ 890		

給与費明細書

2. 一般職
(1) 総括

区分	職員数	報酬	給料	与職員手当	費計	共済費	合計	備考	
								千円	千円
補正後	277	132,547	675,123	431,263	1,238,933	250,920	1,489,853		
補正前	277	132,603	677,542	441,155	1,251,300	255,146	1,506,446		
比較	△ 56	△ 2,419	△ 9,892	△ 12,367	△ 4,226	△ 4,226	△ 16,593		
区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
補正後	20,442	288,238	17,691	5,253	701	72,963		11,249	
補正前	20,916	289,987	18,571	5,471	701	79,233		11,320	
比較	△ 474	△ 1,749	△ 880	△ 218		△ 6,270		△ 71	
区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員					計
補正後	9,785	1,711	2,230	1,000					
補正前	10,015	1,711	2,230	1,000					441,155
比較	△ 230	△ 230							△ 9,892

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員を除く)

区分	増減額(千円)	増減事由	別内訳	備考	
				精算に伴う職員給料減	精算に伴う職員手当減
給料	△ 2,419				
職員手当	△ 8,416				

(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	6,170
補正前	6,232

(一般)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 給			費 計	共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当				
補正後	人 175	千円 675,123	千円 404,693	千円 1,079,816	千円 225,078	千円 1,304,894		
補正前	175	677,542	413,109	1,090,651	229,151	1,319,802		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
	補正後	千円 20,442	千円 13,476	千円 5,253	千円 701	千円 72,963	千円 11,249	
	補正前	20,916	266,220	14,292	5,471	701	79,233	11,320
	比較	△ 474	△ 337	△ 816	△ 218	△ 6,270		△ 71
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員		計	
	補正後	千円 9,785	千円 1,711	千円 2,230	千円 1,000	千円 404,693		
	補正前	10,015	1,711	2,230	1,000	413,109		
	比較	△ 230				△ 8,416	△ 8,416	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千元)	増減事由	別内訳	備考
給料	△ 2,419	精算に伴う職員給料減		
職員手当	△ 8,416	精算に伴う職員手当減		

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千元)
補正後	6,170
補正前	6,232

(一般)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 費			共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	与職員手当			
補正後	人 102	千円 132,547	千円 26,570	千円 159,117	千円 25,842	千円 184,959	
補正前	102	132,603	28,046	160,649	25,995	186,644	
比較	△ 56	△ 1,476	△ 1,476	△ 1,532	△ 153	△ 1,685	
職員手当の内訳	区分 扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当 管理職手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	22,355	4,215				
職員手当の内訳	補正前	23,767	4,279				
	比較	△ 1,412	△ 64				
	区分 児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員	特別勤務手当	計	
職員手当の内訳	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後						26,570
	補正前						28,046
職員手当の内訳	比較						△ 1,476

議案第 22 号

令和 4 年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第 3 号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額にそれぞれ 263 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 74,296 千円とする。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 27 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

入場券販売収入及び電気料の増額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第3号)

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料			4,200	△680	3,520
	1 使 用 料		4,200	△680	3,520
2 繰入金			66,216	△39	66,177
	1 一般会計繰入金		66,216	△39	66,177
3 諸収入			3,547	982	4,529
	1 雜 入		3,547	982	4,529
補正されなかつた款項にかかる分			70		70
歳入合計			74,033	263	74,296

(単位:千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1 総務費			33,819	980	34,799
	1 総務管理費		33,819	980	34,799
2 事業費			15,550	△717	14,833
	1 事業費		15,550	△717	14,833
補正されなかつた款項にかかる分			24,664		24,664
歳出合計			74,033	263	74,296

1. 総括表

歳入歳出補正予算事項別明細書(第3号)

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	4,200	△680	3,520
2 繰入金	66,216	△39	66,177
3 諸収入	3,547	982	4,529
補正されなかつた款項にかかる分	70		70
歳入合計	74,033	263	74,296

(歳出)

款	補正前の額	補正額	財源内訳		
			国庫支出金	地方債	その他
1 総務費	33,819	980	34,799		△769
2 事業費	15,550	△717	14,833		1,749
補正されなかつた款項にかかる分	24,664	24,664			△1,788
歳出合計	74,033	263	74,296		302
					△39

1. 岐 入

使用料及び手数料

款 項	目 次	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	使 用 料 及 び 手 数 料	千円 4,200	千円 △680	千円 3,520			千円
1	使 用 料	4,200	△680	3,520			
	1 施設使用料	4,200	△680	3,520			
					1 施設使用料	△680	3, 5 2 0 - 4, 2 0 0
2	繰 入 金	66,216	△39	66,177			
1	一般会計繰入金	66,216	△39	66,177			
1	一般会計繰入金	66,216	△39	66,177			
					1 一般会計繰入金	△39	6 6 , 1 7 7 - 6 6 , 2 1 6
3	諸 収 入	3,547	982	4,529			
1	雜 入	3,547	982	4,529			
1	雜 入	3,547	982	4,529			
					1 雜 入	982	入場券販売手数料 入場券販売 商品販売手数料 カラオケ発表会参加費 △100
	歳 入 合 計	74,033	263	74,296			

2. 島出

総務費

補正第3号

款項	目	補正の額	前補正額	計	補正額の財源内訳			説明
					県支金	地方債	その他の財源	
1	総務費	33,819	千円	980	千円	34,799	千円	△769 1,749
1	総務管理費	33,819	千円	980	千円	34,799	千円	△769 1,749
1	施設管理費	33,819	千円	980	千円	34,799	千円	△769 1,749
								10 需用費 980 電気料
2	事業費	15,550	△717	14,833				1,071 △1,788
1	事業費	15,550	△717	14,833				1,071 △1,788
1	事業費	15,550	△717	14,833				1,071 △1,788
								1 報酬 △46 シビックセンター運営審議会委員
								11 役務費 △425 公演料 △397 ピアノ調律料 △28
								13 使用料及び賃借料 △246 フィルム借上料
	歳出合計	74,033	263	74,296				302 △39

議案第 23 号

令和4年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和4年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額からそれぞれ487千円を減額し、歳入歳出それぞれ2,520,375千円とする。

2 嶸入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

保険給付費等交付金の増額及び職員人件費の減額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第5号)

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		1,756,681	29	1,756,710
	1 県負担金・補助金	1,754,181	29	1,754,210
5 繰入金		276,211	△508	275,703
	1 他会計繰入金	206,211	△508	205,703
7 諸収入		14,222	△8	14,214
	2 雑入	11,826	△8	11,818
補正されなかつた款項にかかる分		473,748		473,748
歳入合計		2,520,862	△487	2,520,375

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		42,266	△369	41,897
	1 総務管理費	40,710	△369	40,341
5 保健事業費		23,622	△3,303	20,319
	1 保健事業費	6,912	△3,303	3,609
6 諸支出金		54,216	3,185	57,401
	3 繰出金	12,180	△110	12,070

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5基金費	21,120	3,295	24,415
補正されなかつた款項にかかる分		2,400,758		2,400,758
歳出	合計	2,520,862	△487	2,520,375

1. 総括表

歳入歳出補正予算事項別明細書(第5号)

(歳入) (歳出) (単位:千円)

款		補正前の額		補正額		計	
3 県支出金			1,756,681		29		1,756,710
5 繰入金			276,211		△508		275,703
7 諸収入			14,222		△8		14,214
補正されなかつた款項にかかる分			473,748				473,748
歳入合計			2,520,862		△487		2,520,375

款		補正前の額		補正額		財源内訳	
						(単位:千円)	
1 総務費	42,266	△369	41,897			一般財源	
5 保健事業費	23,622	△3,303	20,319			△369	
6 諸支出金	54,216	3,185	57,401	29		△8	△3,295
補正されなかつた款項にかかる分	2,400,758		2,400,758				3,156
歳出合計	2,520,862	△487	2,520,375	29		△8	△508

1. 岁 入

県支出金

款項	目	補正前の額	補 正 領	計	節 分		説 明
					千円	千円	
3 県支出金		千円 1,756,681	千円 29	千円 1,756,710			
1 県負担金・補助金		1,754,181	29	1,754,210			
1 保険給付費等交付金		1,754,181	29	1,754,210			
					2 保険給付費等交付金(特別交付金)		29 天診分 757-728
5 繰入金		276,211	△508	275,703			
1 他会計繰入金		206,211	△508	205,703			
1 一般会計繰入金		206,211	△508	205,703			
					2 職員給与費等繰入金		△369,41, 864-42, 233
						5 その他一般会計繰入金	△139天診分織入金 4, 511-4, 650
7 諸収入		14,222	△8	14,214			
2 雑入		11,826	△8	11,818			
5 雑入		8,823	△8	8,815			

補正第5号

諸 款 項	目 次	補正前の額	補正額	計	節		明 記
					区分	金額	
		千円	千円	千円	2 雜 入	△487	△8 会計年度任用職員雇用保険個人負担金 千円
	歳入合計			2,520,862		2,520,375	

出歲2.

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源			内訳			説明
					国県支出金	地方債	その他の 千円	一般財源 千円	区分	金額 千円	
6 諸支出金		54,216	3,185	57,401	29			3,156			
3 繰出金		12,180	△110	12,070	29			△139			
1 直営診療施設勘定繰出金		5,378	△110	5,268	29			△139			
5 基金費		21,120	3,295	24,415					27 繰出金	△110	天野診療所事業特別会計繰出金
1 国民健康保険事業基金費		21,120	3,295	24,415				3,295			
									24 積立金	3,295	かつらぎ町国民健康保険事業基金積立金
	歳出合計	2,520,862	△487	2,520,375	29			△8	△508		

給与費明細書

2. 一般職

(国民健康保険事業)

(1) 総括

区分	職員数	給料			職員手当	計	共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当					
補正後	人 5	3,819	9,810	7,303	20,932	千円	4,952	25,884	
補正前	6	6,086	9,811	7,966	23,863	千円	5,041	28,904	
比較	△ 1	△ 2,267	△ 1	△ 663	△ 2,931	千円	△ 89	△ 3,020	
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円 153	千円 4,524	千円 573	千円 459	千円 27	千円 1,427	千円	千円
	補正前	153	5,052	708	459	27	1,427		
	比較		△ 528	△ 135					
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員				
	補正後	千円 140	千円 140	千円	特別勤務手当				
	補正前	140							
	比較								

(2) 給料及び職員手当の増減額(会計年度任用職員を除く)

区分	増減額(千円)	増減事由	別内訳	備考
給料	△ 1	△ 1	精算に伴う職員給料減	
職員手当	△ 66	△ 66	精算に伴う職員手当減	△ 663

(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	5,450
補正前	5,472

(国民健康保険事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	報酬	給料	与職員手当	費計	共済費	合計	備考	
								千円	千円
補正後	人3		9,810	6,540	16,350	3,585	19,935		
補正前	人3		9,811	6,606	16,417	3,674	20,091		
比較			△1	△66	△67	△89	△156		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	居住手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	153	3,848	486	459	27	1,427		
	補正前	153	3,914	486	459	27	1,427		
	比較		△66						
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員			計	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	140	140					6,540	
	補正前	140						6,606	
	比較							△66	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳	備考
給料	△1	精算に伴う職員給料減	
職員手当	△66	精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	5,450
補正前	5,472

(国民健康保険事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	報酬	給料	与職員手当	費		合計	備考
					千円	千円		
補正後	2	3,819			763	4,582	1,367	5,949
補正前	3	6,086			1,360	7,446	1,367	8,813
比較	△ 1	△ 2,267			△ 597	△ 2,864	△ 2,864	
	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当 管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後				676	87		
	補正前				1,138	222		
	比較				△ 462	△ 135		
職員手当 の内訳	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後							763
	補正前							1,360
	比較							△ 597

議案第 24 号

令和 4 年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業
特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額からそれぞれ 110 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 6,160 千円とする。

2 嶸入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 27 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員人件費の減額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第4号)

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繼入金		5,378	△110	5,268
	1 事業勘定繰入金	5,378	△110	5,268
補正されなかつた款項にかかる分		892		892
歳入合計		6,270	△110	6,160

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		5,950	△110	5,840
	1 施設管理費	5,950	△110	5,840
補正されなかつた款項にかかる分		320		320
歳出合計		6,270	△110	6,160

1. 総括表

歳入歳出補正予算事項別明細書(第4号)

(歳入) (歳出) (単位:千円)

	款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		5,378	△110	5,268
補正されなかつた款項にかかる分		892		892
歳入合計		6,270	△110	6,160

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳		
			特	定	財
		計	国	県	支
1 総務費	5,950	△110	5,840		
補正されなかつた款項にかかる分	320		320		
歳出合計	6,270	△110	6,160		
					△110

1. 歳入
総入金

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
2	総入金	千円 5,378	千円 △110	千円 5,268			千円
1	事業勘定繰入金	5,378	△110	5,268			
	1 事業勘定繰入金	5,378	△110	5,268			
				1 事業勘定繰入金	△110	5,268	378
	歳入合計	6,270	△110	6,160			

出 岁 2 .

碧
游
錄

正補筆 4号

給与費明細書

2. 一般職

(天野診療所事業)

(1) 総括

区分	職員数	給報酬			給料		与職員手当		費計		共済費 千円	合計 千円	備考
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
補正後	人 2	107	2,238	988	3,333	662					3,995		
補正前	人 2	107	2,238	1,066	3,411	662					4,073		
比較				△ 78	△ 78						△ 78		
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当				
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円				
	補正後		537	135						千円	316		
	補正前		590	136		24				千円	316		
	比較		△ 53	△ 1	△ 24								
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員	特別勤務手当				千円	988		
職員手当の内訳	補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1,066		
	補正前											△ 78	
	比較												

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員を除く)

区分	増減額(千円)	職員手当			備考
		内訳	由別	増減	
給料	△ 78			精算に伴う職員手当減	
職員手当					

(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	3,226
補正前	3,304

(天野診療所事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 給			費 計	共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当				
補正後	人 1	千円 2,238	千円 988	千円 3,226	千円 660	千円 660	千円 3,886	
補正前	人 1	2,238	1,066	3,304	660	3,964		
比較	区分 扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
職員手当の内訳	補正後	千円 537	千円 135	千円	千円	千円 316	千円	千円
	補正前	590	136	24		316		
比較	△ 53	△ 1	△ 24					
職員手当の内訳	区分 児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員	特別勤務手当	計		
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前							
比較	△ 78					△ 78		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料			
職員手当	△ 78	精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	3,226
補正前	3,304

(天野診療所事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 給			費 計	共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当				
補正後	人 1	千円 107	千円 107	千円 107	千円 107	千円 2	千円 109	
補正前	人 1	107			107	2	109	
比較								
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前							
職員手当の内訳	比較							
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員	特別勤務手当	管理職員	管理職員
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
職員手当の内訳	補正前							
	比較							

議案第 25 号

令和4年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第6号）

令和4年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第6号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ28千円を減額し、歳入歳出それぞれ
587,213円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

特別調整交付金の増額及び職員人件費の減額を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第6号)

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金			373,108	△841	372,267
	1 一般会計繰入金		373,108	△841	372,267
5 諸収入			380	813	1,193
	2 雑入		378	813	1,191
補正されなかつた款項にかかる分			213,753		213,753
歳入合計			587,241	△28	587,213

(単位:千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1 総務費			12,458	△28	12,430
	1 総務管理費		11,774	△28	11,746
補正されなかつた款項にかかる分			574,783		574,783
歳出合計			587,241	△28	587,213

1. 総括表

歳入歳出補正予算事項別明細書(第6号)

(歳入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	373,108	△841	372,267
5 諸収入	380	813	1,193
補正されなかつた款項にかかる分	213,753		213,753
歳入合計	587,241	△28	587,213

(歳出) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他の	一般財源
1 総務費	12,458	△28	12,430				△28
補正されなかつた款項にかかる分	574,783		574,783				
歳出合計	587,241	△28	587,213				△28

入金歲入繆

号 6 第正補

2. 岐出

総務費

補正第6号

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源			内訳			説明
					国県支出金	特定地方債	その他の	一般財源	区分	金額	
1	総務費	12,458	△28	12,430	千円	千円	千円	千円	△28	千円	
1	総務管理費	11,774	△28	11,746					△28		
1	一般管理費	11,774	△28	11,746					△28		
									3 職員手当等	△11	通勤手当
									18 負担金、補助及び交付金	△17	退職手当負担金
	歳出合計	587,241	△28	587,213						△28	

書細明費与給

後期高齡者医療事業)

2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員を除く)

区分	増減額(千円)	増減事由	別内訳	備考
給料				
職員手当	△ 11		精算に伴う職員手当減	

3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員を除く）

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	5,565
補正前	5,576

(後期高齢者医療事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 給			費 計	共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当				
補正後	人 1	千円 3,278	千円 2,287	千円 5,565	千円 1,037	千円 6,602		
補正前	人 1	3,278	2,298	5,576	1,037	6,613		
比較			△ 11	△ 11		△ 11		
職員手当 の内 訳	区分 扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円 83	千円 1,395	千円 97	千円 651	千円 651		
	補正前	83	1,395	108				
	比較			△ 11				
	区分 児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員				
	補正後	千円 60	千円 1	特別勤務手当	千円	千円	千円	千円 2,287
補正前	60		1					2,298
比較							△ 11	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳	備考
給料			
職員手当	△ 11	精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	5,565
補正前	5,576

(後期高齢者医療事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 給			費			合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前									
比較									
	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
職員手当 記内	補正後								
	補正前								
	比較								
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員	特別勤務手当		計	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後								
	補正前								
	比較								

議案第 26 号

令和 4 年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額からそれぞれ 581 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 2,830,595 千円とする。

2 嶸入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 27 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

介護予防・生活支援サービス事業費委託料の減額及び橋本周辺広域市町村圏組合負担金返還金の増額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第5号)

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 國庫支出金		695,702	△606	695,096
	2 国庫補助金	266,633	△606	266,027
4 支払基金交付金		685,169	△654	684,515
	1 支払基金交付金	685,169	△654	684,515
5 県支出金		394,369	△303	394,066
	2 県補助金	21,827	△303	21,524
7 繰入金		459,562	△403	459,159
	1 一般会計繰入金	426,462	△403	426,059
9 諸収入		386	1,385	1,771
	2 雜入	384	1,385	1,769
補正されなかつた款項にかかる分		595,988		595,988
歳入合計		2,831,176	△581	2,830,595

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		57,544	△100	57,444
	1 総務管理費	43,443	△100	43,343

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		138,347	△2,692	135,655
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	67,775	△2,692	65,083
4 諸支出金		134,492	1,654	136,146
	3 繰出金	28,437	1,654	30,091
5 予備費		34,291	557	34,848
	1 予備費	34,291	557	34,848
補正された款項にかかる分		2,466,502		2,466,502
歳出合計		2,831,176	△581	2,830,595

1. 総括表

歳入歳出補正予算事項別明細書(第5号)

(歳入) (歳出) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	695,702	△606	695,096
4 支払基金交付金	685,169	△654	684,515
5 県支出金	394,369	△303	394,066
7 繼入金	459,562	△403	459,159
9 諸収入	386	1,385	1,771
補正されなかつた款項にかかる分	595,988		595,988
歳入合計	2,831,176	△581	2,830,595

款	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳				
			国庫支出金	特定定地方債	財源	その他	一般財源
1 総務費	57,544	△100	57,444				△100
3 地域支援事業費	138,347	△2,692	135,655	△909			△923
4 諸支出金	134,492	1,654	136,146				1,654
5 予備費	34,291	557	34,848				557
補正されなかつた款項にかかる分	2,466,502		2,466,502				
歳出入合計	2,831,176	△581	2,830,595	△909			△923
							1,251

1. 歳 入

国庫支出金

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区分	金額	
3	国庫支出金	千円 695,702	千円 △606	千円 695,096			千円
2	国庫補助金	266,633	△606	266,027			
	2 地域支援事業交付金(介護予防 ・日常生活支援 総合事業)	17,791	△606	17,185			
					1 現年度分		△606 17, 185 - 17, 791
4	支払基金交付金	685,169	△654	684,515			
1	支払基金交付金	685,169	△654	684,515			
	2 地域支援事業支援交付金	19,214	△654	18,560			
					1 現年度分		△654 18, 560 - 19, 214
5	県支出金	394,369	△303	394,066			
2	県補助金	21,827	△303	21,524			
	1 地域支援事業交付金(介護予防 ・日常生活支援 総合事業)	8,895	△303	8,592			

補正第5号

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
		千円	千円		1 現年度分	千円	
7	繰入金	459,562	△403	459,159		△303	8,592-8,895 千円
1	一般会計繰入金	426,462	△403	426,059			
	2 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	8,895	△303	8,592			
					1 現年度分	△303	8,592-8,895 千円
6 その他一般会計繰入金		57,475	△100	57,375			
					1 職員給与費等繰入金	△100	50,461-50,561 千円
9	諸収入	386	1,385	1,771			
2	雑入	384	1,385	1,769			
	3 雜入	382	1,385	1,767			
					1 雜入	1,385	橋本周辺広域組合負担金返還金 短期集中サービス利用者負担金 1,654 △269 千円
	歳入合計	2,831,176	△581	2,830,595			

出歲

款項	目	補正額	前補正額	計	補正額の財源内訳				金額	説明
					国県支出金	地方債	その他の 千円	一般財源 千円		
1 総務費		千円 57,544	千円 △100	千円 57,444				千円 △100		千円
1 総務管理費		43,443	△100	43,343				△100		
1 一般管理費		43,048	△100	42,948				△100		
									2 給料	10 職員給
									3 職員手当等	△110 扶養手当 △18 通勤手当 △1 会計年度任用職員期末手当
									18 負担金、補助及び交付金	△102 退職手当負担金 △1 旧恩給組合負担金
3 地域支援事業費		138,347	△2,692	135,655	△909			△860		
1 介護予防・生活支援サービス事業費		67,775	△2,692	65,083	△909			△860		
1 介護予防・生活支援サービス事業費		59,264	△2,692	56,572	△909			△860		

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
					国庫支出金	地方債	その他の一般財源		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	区 分	金額
4	諸支出金	134,492	1,654	136,146			1,654		
3	繰出金	28,437	1,654	30,091			1,654		
	1 一般会計繰出金	28,437	1,654	30,091			1,654		
5	予備費	34,291	557	34,848				27 繰出金	1,654 一般会計繰出金
1	予備費	34,291	557	34,848				557	
1	予備費	34,291	557	34,848				557	
	歳出合計	2,831,176	△581	2,830,595	△909			△923	1,251

千円
△944
訪問型サービス費(短期集中C)
△1,728

給与費明細書

2. 一般職
(1) 総括

区分	職員数	給報酬			職員手当	費計	共済費	合計	備考
		千円	千円	千円					
補正後	人 8	9,970	10,366	8,066	千円	28,402	千円	5,398	千円
補正前	人 8	9,970	10,356	8,176	千円	28,502	千円	5,398	千円
比較			10	△ 110	千円	△ 100	千円	△ 100	千円
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前	526	6,059	440	621	621	621	621	621
	比較	516	6,161	458					
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員	特別勤務手当			計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前	420	420	420	420	420	420	420	420
	比較								△ 110

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員を除く)

区分	増減額(千円)	増減事由	別内訳	備考
給料	10		昇給に伴う職員給料増	
職員手当	△ 8		精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	5,383
補正前	5,383

(介護保険事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 給			費 計	共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当				
補正後	人 3		千円 10,366	千円 5,784	千円 16,150	千円 3,232	千円 19,382	
補正前	人 3		10,356	5,792	16,148	3,232	19,380	
比較			△ 10	△ 8	2		2	
職員手当の内訳	区分 扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円 526	千円 4,135	千円 82	千円	千円	千円	千円
	補正前	516	4,135	100			621	
	比較	10		△ 18			621	
	区分 児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員				
				特別勤務手当				
	補正後	千円 420	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前	420					5,784	
	比較						5,792	△ 8

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	事由	別 内 訳	備 考
給料	10	昇給に伴う職員給料増		
職員手当	△ 8	精算に伴う職員手当減		

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況	
区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	5,383
補正前	5,383

(介護保險事業)

會計年度任用職員

議案第 27 号

令和4年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額からそれぞれ24千円を減額し、歳入歳出それぞれ86,746千円とする。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

花園野外活動総合施設使用料等の増額及びアマゴ釣り大会運営費の減額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第2号)

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1	使用料及び手数料		212	84	296
2	繰入金	1 使 用 料	212	84	296
		1 一 般 会 計 繰 入 金	85,770	△95	85,675
4	諸 収 入		85,770	△95	85,675
		1 雜 入	752	△13	739
		補 正 さ れ な か つ た 款 項 に か か る 分	752	△13	739
		歳 入 合 計	86,770	△24	86,746

(歳出)

款		項	補正前の額	補正額	計
1	事 業 費		15,951	△24	15,927
		1 事 業 費	15,951	△24	15,927
		補 正 さ れ な か つ た 款 項 に か か る 分	70,819	70,819	
		歳 出 合 計	86,770	△24	86,746

1. 総括表

歳入歳出補正予算事項別明細書(第2号)

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	計	補正額	計
1 使用料及び手数料	212	84			296	
2 繰入金	85,770	△95			85,675	
4 諸収入	752	△13			739	
補正されなかつた款項にかかる分	36				36	
歳入合計	86,770	△24			86,746	

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額	財源	一般財源
				特	定	
1 事業費	15,951	△24	15,927	国県支出金	地方債	その他
補正されなかつた款項にかかる分	70,819		70,819			71
歳出合計	86,770	△24	86,746			71

1. 歳 入

使用料及び手数料

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	使用料及び手数料	千円 212	千円 84	千円 296			千円
1	使 用 料	212	84	296			
	1 花園野外活動総合施設使用料	212	84	296			
					1 新子ふるさと村 使用料	84	228-144
2	繰入金	85,770	△95	85,675			
1	一般会計繰入金	85,770	△95	85,675			
	1 一般会計繰入金	85,770	△95	85,675			
					2 花園野外活動総合施設運営費繰入金		△95 一般会計繰入金 2,003-2,098
4	諸 収 入	752	△13	739			
1	雜 入	752	△13	739			
	1 雜入	752	△13	739			
					1 雜入		△13 イベント参加料 薪代
							△65 56

補正第2号

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
					区分	金額		
		千円	千円	千円		千円	建物共済保険金	△4
	歳入合計			86,770	△24	86,746		

出
歲

2号 第正補

議案第 28 号

令和4年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第7号）

第1条 令和4年度かつらぎ町水道事業会計の補正予算（第7号）は、次のとおりとする。

第2条 令和4年度かつらぎ町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(1) 上水道の部

収入

(単位：千円)

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	300,333	△12,612	287,721
第1項 営業収益	235,222	△13,847	221,375
第2項 営業外収益	63,615	1,235	64,850

支出

(単位：千円)

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	291,432	3,300	294,732
第1項 営業費用	268,941	3,300	272,241

(2) 簡易水道の部

収入

(単位：千円)

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	114,553	△431	114,122
第1項 営業収益	48,667	△397	48,270
第2項 営業外収益	65,885	△34	65,851

支出

(単位：千円)

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	118,614	1,976	120,590
第1項 営業費用	110,673	1,976	112,649

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収入

(単位：千円)

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	4,557	△184	4,373
第1項 営業収益	2,956	△175	2,781
第2項 営業外収益	1,600	△9	1,591

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「193,326千円」を「182,918千円」に、過年度分損益勘定留保資金「138,747円」を「130,941千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「24,579千円」を「21,977千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(1) 上水道の部

収入

(単位：千円)

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	56,885	△12,941	43,944
第2項 補償金	3,000	△3,000	0
第3項 県支出金	10,348	△2,741	7,607
第7項 企業債	40,000	△7,200	32,800

支出

(単位：千円)

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	232,205	△23,496	208,709
第1項 建設改良費	199,773	△23,496	176,277

(2) 簡易水道の部

収入

(単位：千円)

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	56,244	△4,000	52,244
第7項 企業債	41,600	△4,000	37,600

支出

(単位：千円)

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	73,511	△4,403	69,108
第1項 建設改良費	47,649	△4,403	43,246

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収入

(単位：千円)

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	23,759	△1,300	22,459
第7項 企業債	23,000	△1,300	21,700

支出

(単位：千円)

款項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	24,498	△750	23,748
第1項 建設改良費	23,000	△750	22,250

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
配水管整備事業	53,600	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合 は、利率見直しを行つた後においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件によ る。ただし、企業財政その他の都合により、繰上償還又は、 低利に借り換えること ができる。	49,400	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合 は、利率見直しを行つた後においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件によ る。ただし、企業財政その他の都合により、繰上償還又は、 低利に借り換えること ができる。
施設整備事業	51,000	〃	〃	〃	42,700	〃	〃	〃

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

提案理由

減価償却費の増額及び建設改良費の減額等を予算措置いたしたい。

令和 4年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算総括表

(単位:千円)

款	既 決 予 定 額			補 正 額			計
	上水道の部	簡易水道の部	花園深瀬簡易水道の部	上水道の部	簡易水道の部	花園深瀬簡易水道の部	
(収 益 的 収 入)							
1 水 道 事 業 収 益	300,333	114,553	4,557	△ 12,612	△ 431	△ 184	406,216
(資 本 的 収 入)							
1 資 本 的 収 入	56,885	56,244	23,759	△ 12,941	△ 4,000	△ 1,300	118,647
收 入 合 計	357,218	170,797	28,316	△ 25,553	△ 4,431	△ 1,484	524,863
(収 益 的 支 出)							
1 水 道 事 業 費 用	291,432	118,614	5,220	3,300	1,976	0	420,542
(資 本 的 支 出)							
1 資 本 的 支 出	232,205	73,511	24,498	△ 23,496	△ 4,403	△ 750	301,565
支 出 合 計	523,637	192,125	29,718	△ 20,196	△ 2,427	△ 750	722,107
收 支 差 引	△ 166,419	△ 21,328	△ 1,402	△ 5,357	△ 2,004	△ 734	△ 197,244

令和4年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第7号)

(上 水 道 の 部)

1. 総括 (収入)

款		補正前の予定額	補正予定額	計
(収 益 的 収 入)		300,333	△ 12,612	287,721
1 水道事業収益				
(資 本 的 収 入)		56,885	△ 12,941	43,944
1 資本的収入				
収入合計		357,218	△ 25,553	331,665

1. 総括 (支出)

款	補正前の予定額	補正予定額	補正予定額の財源内訳			
			国庫支出金	特定地方債	その他の	一般財源
(収 益 的 支 出)	291,432	294,732				3,300
1 水道事業費用	3,300					
(資 本 的 支 出)	232,205	△ 23,496	208,709	△ 2,741	△ 7,200	△ 3,000
1 資本的支出						△ 10,555
支出合計	523,637	△ 20,196	503,441	△ 2,741	△ 7,200	△ 3,000
						△ 7,255

2. 収入(収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	千円 300,333△	千円 12,612	千円 287,721		千円	
1	営業収益	235,222△	13,847	221,375			
1	給水収益	232,097△	13,057	219,040			
3	その他の営業収益	2,905△	790	2,115			
				1 材料売却 収益	△	790 給水装置材料	
2	営業外収益	63,615	1,235	64,850			
3	繰入金	25,640△	29	25,611			
				1 一般会計 繰入金	△	29 新型コロナウイルス感染症に伴う水道料金減免事業繰入金	
5	長期前受金戻入	30,846	1,264	32,110			
				1 長期前受 金戻入		1,264 その他長期前受金戻入	
	収入合計	300,333△	12,612	287,721			

3. 支出(収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
					国庫支出金	地方債	その他の			
1 水道事業費用		千円 291,432	千円 3,300	千円 294,732	千円	千円	千円	千円 3,300	千円	千円
1 営業費用		千円 268,941	千円 3,300	千円 272,241				千円 3,300		
4 総係費		△ 66,031	△ 61	△ 65,970				△ 61		
								1 給料	3 職員給	
								6 法定福利費	△ 63	共済組合負担金
								9 退職手当負担金	△ 1	退職手当負担金
								10 恩給組合負担金	△ 2	10 恩給組合負担金
5 減価償却費		114,529	3,361	117,890				3,361		
								1 有形固定資産減価償却費	2,937	構築物減価償却
								2 機械及び装置減価償却費	143	機械及び装置減価償却
								2 無形固定資産減価償却費	424	ソフトウェア減価償却
	支出合計	291,432	3,300	294,732				3,300		

4. 収入(資本的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1 資本的収入		千円 56,885	△ 12,941	千円 43,944		千円	
2 补償金		3,000	△ 3,000	0			
1 补償金		3,000	△ 3,000	0			
4 県支出金		10,348	△ 2,741	7,607			
1 県補助金		10,348	△ 2,741	7,607			
7 企業債		40,000	△ 7,200	32,800			
1 建設改良のための企業債		40,000	△ 7,200	32,800			
					1 建設改良	△ 7,200	妙寺配水池更新事業 町道かつらぎ北部連絡線配水管新設事業
					のための 企業債		
	収入合計	56,885	△ 12,941	43,944			

5. 支出(資本的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明
					国県支出金	地方債	その他の一般財源	区分	金額		
1 資本的支出		千円 232,205△	千円 23,496	千円 208,709△	千円 2,741△	千円 7,200△	千円 3,000△	千円 10,555		千円	
1 建設改良費		199,773△	23,496	176,277△	2,741△	7,200△	3,000△	10,555			
2 新設拡張費		80,000△	7,391	72,609	△	3,500	△	3,891			
3 改良更新費		77,800△	12,430	65,370	△	3,700△	3,000△	5,730			
4 固定資産購入費		41,973△	3,676	38,298△	2,741			△ 934			
	支出合計	232,205△	23,496	208,709△	2,741△	7,200△	3,000△	10,555			

令和4年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第7号)

(簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

		補正前の予定額	補正予定額	計
(収 益 的 収 入)				
1 水道事業収益		114,553	△ 431	114,122
(資 本 的 収 入)				
1 資本的収入		56,244	△ 4,000	52,244
収入合計		170,797	△ 4,431	166,366

(単位:千円)

1. 総括 (支出)

		補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳		
					国庫支出金	特定財源	その他
(収 益 的 支 出)		118,614	1,976	120,590			一般財源
1 水道事業費用							1,976
(資 本 的 支 出)		73,511	△ 4,403	69,108		△ 4,000	△ 403
資本的支出							
支出合計		192,125	△ 2,427	189,698		△ 4,000	1,573

(単位:千円)

2. 収入(収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	114,553△	431	114,122			千円
1.1	営業収益	48,667△	397	48,270			
1.1.1	給水収益	48,149△	309	47,840			
3	その他の営業収益	298△	88	210			
2	営業外収益	65,885△	34	65,851			
3	繰入金	17,616△	34	17,582	1	一般会計 繰入金	34 新型コロナウイルス感染症に伴う水道料金減免事業繰入金
	収入合計	114,553△	431	114,122			

3. 支出(収益の支出)

4. 収入(資本的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	資本的収入	千円 56,244	△ 4,000	千円 52,244			千円
7	企業債	41,600	△ 4,000	37,600			
	1 建設改良のための企業債	41,600	△ 4,000	37,600			
					1 建設改良 のための 企業債	△ 4,000	△ 700 △ 3,100 △ 200
							渋田高所配水管新設事業 ろ過設備等更新事業 広口簡易水道配水流量計更新事業
	収入合計	56,244	△ 4,000	52,244			

5. 支出(資本的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
					国県支出金	特定財源	地方債			
1	資本的支出	千円 73,511	△ 4,403	千円 69,108	千円 △ 4,000	千円 △ 4,000	その他 △ 4,000	千円 △ 403	千円 △ 403	千円 △ 403
1	建設改良費	47,649	△ 4,403	43,246	△ 4,000	△ 700	△ 39	△ 403	△ 403	△ 403
2	新設拡張費	10,000	△ 661	9,339	△ 700	△ 39	△ 39	△ 39	△ 39	△ 39
3	改良更新費	37,600	△ 3,742	33,858	△ 3,300	△ 442	△ 442	△ 442	△ 442	△ 442
								16 委託料	△ 242	老朽管布設替設計業務委託料
								23 工事請負費	△ 3,500	公共工事に伴う配水管布設替工事
									△ 3,300	△ 3,300
									△ 200	放口簡易水道配水流量計更新工事
	支出合計	73,511	△ 4,403	69,108	△ 4,000	△ 4,000	△ 403	△ 403	△ 403	△ 403

令和4年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書
(第7号)
(花園梁瀬簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

款		補正前の予定額	補正予定額	計
(収 益 的 収 入)				
1 水道事業収益		4,557	△ 184	4,373
(資 本 的 収 入)				
1 資本的収入		23,759	△ 1,300	22,459
収入合計		28,316	△ 1,484	26,832

(単位:千円)

1. 総括 (支出)

款		補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳		
					国庫支出金	地方債	その他の
(収 益 的 支 出)		5,220	0	5,220			
1 水道事業費用							
(資 本 的 支 出)							
1 資本的支出		24,498	△ 750	23,748		△ 1,300	550
支出合計		29,718	△ 750	28,968		△ 1,300	550

(単位:千円)

2. 収入(収益性収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	説明		
					区分	分	金額
1	水道事業収益	千円 4,557△	千円 184	千円 4,373			千円
1	営業収益	2,956△	175	2,781			
1	給水収益	2,948△	175	2,773			
2	営業外収益	1,600△	9	1,591			
3	繰入金	553△	9	544			
					1一般会計	△	9 新型コロナウイルス感染症に伴う水道料金減免事業繰入金
					繰入金		
	収入合計	4,557△	184	4,373			

4. 収入(資本的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
					区分	金額		
1	資本的収入	千円 23,759	△ 1,300	千円 22,459				千円
7	企業債	23,000	△ 1,300	21,700				
1	建設改良のための企業債	23,000	△ 1,300	21,700				
					1 建設改良のための 企業債	△ 1,300	中総ボンブ井更新事業	
	収入合計	23,759	△ 1,300	22,459				

5. 支出(資本的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区分	金額	説明
					国県支出金	特定財源	一般財源	その他の			
1	資本的支出	千円 24,498	△ 750	千円 23,748	千円	△ 1,300	千円	△ 550	千円	△ 550	△ 750 中継ポンプ井更新工事
1.1	建設改良費	23,000	△ 750	22,250	△ 1,300	△ 1,300	△ 550	△ 550	△ 550	△ 550	
1.3	改良更新費	23,000	△ 750	22,250	△ 1,300	△ 1,300	△ 550	△ 550	△ 550	△ 550	
									23 工事請負費	△ 750	
	支出合計	24,498	△ 750	23,748		△ 1,300		△ 550		△ 550	

給与費明細書

(1) 総括

(水道事業)
(単位: 千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計	
補正後 損益勘定支弁職員	14	8 (0)	215	27,934	17,988	46,137	9,230
資本勘定支弁職員 合計							55,367
補正前 損益勘定支弁職員	14	8 (0)	215	27,934	17,988	46,137	9,230
資本勘定支弁職員 合計							55,367
補正前 損益勘定支弁職員	14	8 (0)	215	27,931	17,988	46,134	9,293
資本勘定支弁職員 合計							55,427
補正前 損益勘定支弁職員	14	8 (0)	215	27,931	17,988	46,134	9,293
資本勘定支弁職員 合計							55,427
比較 資本勘定支弁職員 合計							△60

区分	扶養手当		期末勤労手当		通勤手当		居住手当		休勤手当		超勤手当		日勤手当		管理職手当		地城手当	
	補正後	696	11,098	423	66	4,613	4,613	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
補正前	696	11,098	423	66	4,613	4,613	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
比較																		
手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤労手当	通勤手当	居住手当	休勤手当	超勤手当	日勤手当	管理職手当	地城手当								
	補正後	696	11,098	423	66	4,613	4,613	13	13	13								
	比較																	
	区分	扶養手当	期末勤労手当	通勤手当	居住手当	休勤手当	超勤手当	日勤手当	管理職手当	地城手当								
	補正後	12	707			360												
	補正前	12	707			360												
	比較																	
	区分	扶養手当	期末勤労手当	通勤手当	居住手当	休勤手当	超勤手当	日勤手当	管理職手当	地城手当								
	補正後																	
	補正前																	

区分	一入当たり給与費(千円)
補正後	5,740
補正前	5,740

※ () 内は、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)について示している。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(水道事業)
(単位：千円)

イ 会計年度任用職員

(水道事業)

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				法定福利費合計
		特別職	一般職	報酬	給料	
損益勘定支弁職員 補正後	2 (0)			3,702	842	4,544
資本勘定支弁職員 合計	2 (0)			3,702	842	4,544
損益勘定支弁職員 補正前	2 (0)			3,702	842	4,544
資本勘定支弁職員 合計	2 (0)			3,702	842	4,544
損益勘定支弁職員 比						
資本勘定支弁職員 合計						
比較						

区分	扶養手当	期末勤務手当	通勤手当	居住手当	勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	地城手当	當	當
補正後		768	48			26				
補正前		768	48			26				
比較										
手当の内訳	区分	徴収手当	急連絡機器賃貸手当	特別勤務手当	昇重手当					
補正後									842	842
補正前										842
比較										
	区分	一人当たり給与費(千円)								
	補正後	2,272								
	補正前	2,272								

議案第 29 号

令和4年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和4年度かつらぎ町下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次のとおりとする。

第2条 令和4年度かつらぎ町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	505,232	△13,127	492,105
第1項 営業収益	161,622	△12,055	149,567
第2項 営業外収益	343,609	△1,072	342,537

支 出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	499,661	△11,462	488,199
第1項 営業費用	431,161	△10,896	420,265
第2項 営業外費用	68,250	△566	67,684

第3条 予算第4条括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「145,891千円」を「143,993千円」に、当年度分損益勘定留保資金「138,191千円」を「136,483千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的收支調整額「7,700千円」を「7,510千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	203,735	△200	203,535
第3項 他会計補助金	19,100	△100	19,000
第5項 企業債	125,000	△100	124,900

支 出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	349,626	△2,098	347,528
第1項 建設改良費	87,721	△2,098	85,623

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	19,100	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行つ た後において は、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。	19,000	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行つ た後において は、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。
流域下水道事業	14,700	〃	〃	〃	13,600	〃	〃	〃
資本費平準化債	75,500	〃	〃	〃	76,600	〃	〃	〃

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

提案理由

下水道使用料、雨水処理負担金、紀の川流域下水道維持管理負担金の減額等を予算措置いたしたい。

令和4年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第4号)

1. 総括 (収入)

款		補正前の予定額	補正予定額	計
(収 益 的 取 入)				
1 下 水 道 事 業 収 益		505,232	△ 13,127	492,105
(資 本 的 取 入)				
1 資 本 的 収 入		203,735	△ 200	203,535
収 入 合 計		708,967	△ 13,327	695,640

1. 総括 (支出)

款		補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳
					国県支出金 特定財源 地方債 その他
(収 益 的 支 出)					
1 下 水 道 事 業 費 用	499,661	△ 11,462	488,199		△ 2,958
(資 本 的 支 出)					△ 8,504
1 資 本 的 支 出	349,626	△ 2,098	347,528	△ 100	△ 100
支 出 合 計	849,287	△ 13,560	835,727	△ 100	△ 3,058 △ 10,402

かつらぎ町下水道事業会計

補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出
収 入

(単位:千円)

款項項目	既決予定額	補正予定額	計	区分		金額	説明
				区分	金額		
1 下水道事業収益	505,232	△ 13,127	492,105				
1 営業収益	161,622	△ 12,055	149,567				
1 下水道使用料	129,746	△ 8,217	121,529	1 下水道使用料	△ 8,217	下水道使用料	
2 雨水処理負担金	31,778	△ 3,838	27,940	1 雨水処理負担金	△ 3,838	雨水処理負担金	
2 営業外収益	343,609	△ 1,072	342,537				
2 他会計補助金	189,400	880	190,280	1 一般会計補助金	880	一般会計繰入金	
3 補助金	1,325	△ 750	575	2 県補助金	△ 750	下水道等水洗化促進補助金	
4 長期前受金戻入	145,048	△ 580	144,468	1 長期前受金戻入	△ 580	受贈財産評価額長期前受金戻入	
						戻入	△
						国庫補助金長期前受金戻入	△
						県補助金長期前受金戻入	△
						他会計補助金長期前受金戻入	△
						分担金及び負担金長期前受金戻入	△
7 雑収益	7,835	△ 622	7,213	6 その他雜収	△ 622	下水道公社事務費(派遣人	12

(単位：千円)

款項項目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
				区分	金額	
				益		(件費相当)

支 出

(単位:千円)

款項項目	既決予定額	補正予定額	計	区分		金額	説明
				区分	金額		
1 下水道事業費用	499,661 △	11,462	488,199				
1 営業費用	431,161 △	10,896	420,265				
1 管渠費	16,384 △	4,645	11,739	13 燃料費	△	115	燃料費(汚水) 燃料費(雨水) △
				15 通信運搬費	△	27	マンホールポンプ通信料 修繕費(汚水) 修繕費(雨水) △
				19 修繕費	△	2,799	979 1,820
				20 動力費	△	160	動力費(汚水)
				23 工事請負費	△	1,500	幹線管渠浚渫工事(雨水)
				91 光熱水費	△	44	電気料金(雨水) 水道料金(雨水) △
2 総係費	52,365 △	402	51,963	8 旅費	△	20	旅費(汚水)
				9 退職手当負担金	△	2	旧恩給組合負担金(汚水)
				13 燃料費	△	3	燃料費(汚水)
				24 研修費	△	123	研修費

(単位：千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計	区分		金額	説明
				会費負担金	△		
			29 会費負担金	△		49	日本下水道協会関西地方支 部会費 全国町村下水道推進協議会 和歌山県支部会費 和歌山県支部総会参加費
			34 雑費	△		5	有料道路通行料
			98 極助及び交付金	△		200	下水道宅内排水設備工事助 成金
3 流域下水道 維持管理負 担金	98,752	△	5,142	93,610	1 流域下水道 維持管理負 担金	5,142	紀の川流域下水道維持管理 負担金
4 減価償却費	263,660	△	707	262,953	1 有形固定資 産減価償却 費	△	684 構築物減価償却費 機械及び装置減価償却費 工具、器具及び備品減価 償却費
					2 無形固定資 産減価償却 費	△	408 205 71
2 営業外費用	68,250	△	566	67,684		23	施設利用権減価償却費
2 消費税及び 地方消費税	777	△	112	665	1 消費税及び 地方消費税	112	消費税及び地方消費税

(単位：千円)

款項項目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雜支出	7,358 △	454	6,904	1 その他雜支 △	454	消費税及び地方消費税費用 化

資本の収入及び支出
收 入

(単位：千円)

款項項目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
				区分	金額	
1 資本の収入	203,735 △	200	203,535			
3 他会計補助金	19,100 △	100	19,000			
1 他会計補助金	19,100 △	100	19,000	1 一般会計補助金	△ 100	一般会計補助金（過疎債汚水）△ 350
5 企業債	125,000 △	100	124,900			一般会計補助金（過疎債雨水）△ 250
1 建設改良費等企業債	125,000 △	100	124,900	1 下水道事業債	△ 1,200	公共下水道事業（汚水）△ 350
				2 資本費平準化債	1,100	公共下水道事業（雨水）△ 250
						流域下水道事業負担金△ 1,100
						資本費平準化債

支 出

(単位：千円)

款項項目	既決予定額	補正予定額	計	節		明 詳
				区分	金額	
1 資本的支出	349,626	△ 2,098	347,528			
1 建設改良費	87,721	△ 2,098	85,623			
1 公共下水道 整備事業費	71,119	△ 1,030	70,089	12 備消費品費	△ 1,030	備消費品費
2 流域下水道 事業負担金	16,602	△ 1,068	15,534	95 負担金	△ 1,068	紀の川流域下水道(伊都処理区)建設負担金

議案第 30 号

令和 5 年度かつらぎ町一般会計予算

令和 5 年度かつらぎ町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,230,000 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、1,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 27 日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

歳 入 岐 出 算

第1表 (歳入)

(単位:千円)

	款	項	金額
1 町 税			1,989,053
	1 町民税		682,543
	2 固定資産税		993,006
	3 軽自動車税		82,356
	4 町たばこ税		124,258
	5 都市計画税		98,537
	6 入湯税		8,353
			129,597
2 地方譲与税			
	1 地方揮発油譲与税		25,600
	2 自動車重量譲与税		75,300
	3 森林環境譲与税		28,697
			1,400
3 利子割交付金		1 利子割交付金	1,400
4 配当割交付金		1 配当割交付金	20,300
5 株式等譲渡所得割交付金			20,300
		1 株式等譲渡所得割交付金	11,500
			11,500

(単位：千円)

款	項	金額
6 法人事業税交付金		18,863
	1 法人事業税交付金	18,863
7 地方消費税交付金		425,600
	1 地方消費税交付金	425,600
8 ゴルフ場利用税交付金		10,689
	1 ゴルフ場利用税交付金	10,689
9 環境性能割交付金		11,189
	1 環境性能割交付金	11,189
10 地方特例交付金		9,700
	1 地方特例交付金	9,700
11 地方交付税		4,165,000
	1 地方交付税	4,165,000
12 交通安全対策特別交付金		2,700
	1 交通安全対策特別交付金	2,700
13 分担金及び負担金		22,258
	1 分担金	1,900
	2 負担金	20,358

(単位：千円)

款	項	金	額
14 使用料及び手数料			146,134
	1 使用料		113,580
	2 手数料		32,554
15 国庫支出金			861,740
	1 国庫負担金		495,243
	2 国庫補助金		342,560
	3 国庫委託金		23,937
16 県支出金			556,655
	1 県負担金		386,107
	2 県補助金		155,187
	3 県委託金		15,361
17 財産収入			74,337
	1 財産売払収入		58,819
	2 財産運用収入		15,518
18 契附金			416,613
	1 契附金		633,691
19 繰入金			

(単位：千円)

款	項	金額
	1 特別会計繰入金	3
	2 基金繰入金	633,638
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		136,981
	1 延滞金加算金及び過料	2,450
	2 町預金利子	13
	3 貸付金元利收入	1,200
	4 受託事業収入	9,177
	5 雑入	124,141
22 町債		486,000
	1 町債	486,000
	歳入合計	10,230,000

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		103,735

(単位：千円)

款	項	金額
2 総務費	1 議会費	103,785
	1 総務管理費	1,521,331
	2 徴税費	1,269,783
	3 戸籍住民基本台帳費	130,771
	4 選舉費	78,167
	5 統計調査費	33,697
	6 監査委員費	8,518
3 民生費		395
		2,887,745
	1 社会福祉費	1,944,541
	2 児童福祉費	932,474
	3 災害救助費	10,730
4 衛生費		989,786
	1 保健衛生費	573,695
	2 清掃費	416,091
6 農林水産業費		322,228
	1 農業費	256,317

(単位：千円)

款	項	金額
7 商工費	2 林業費	65,911
	1 商工費	108,931
	2 觀光事業振興費	77,017
8 土木費		31,914
	1 土木管理費	918,809
	2 道路橋梁費	37,521
	3 河川費	236,336
	4 都市計画費	21,220
	5 住宅費	517,933
		105,749
9 消防費		438,435
	1 消防費	438,435
10 教育費		896,996
	1 教育総務費	360,088
	2 小学校費	124,151
	3 中学校費	73,990
	4 幼稚園費	40,787

(単位：千円)

款	項	金額
	5 社会教育費	242,144
	6 保健体育費	55,836
1 1 災害復旧費		68,000
	1 農林業施設災害復旧費	29,600
	2 公共土木施設災害復旧費	38,400
1 2 公債費		1,470,380
	1 公債費	1,470,380
1 3 諸支出金		473,560
	1 基金費	473,560
1 4 予備費		30,014
	1 予備費	30,014
	歳出合計	10,230,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
生活営農資金利子補給金 (小規模な第2種兼業農家等の農業経営の維持、発展に必要な資金を融通するための利子補給金)	令和5年度	融資総額5,000千円として年0.25%で計算した額
	令和11年度	
校務支援システム運用にかかる経費	令和5年度	5,197千円
	令和10年度	
校務ネットワークシステム運用にかかる経費	令和5年度	21,568千円
	令和10年度	

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
子ども医療費	千円 23,400	普通貸借又は証券発行	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業	700	〃	〃	〃
飲料水供給施設整備事業	94,000	〃	〃	〃
斎場改修事業	40,100	〃	〃	〃
ごみ収集車購入事業	8,500	〃	〃	〃
合併処理浄化槽設置補助金	2,900	〃	〃	〃
一般会計出資債(水道事業)	4,900	〃	〃	〃
農業共済加入促進事業補助金	2,500	〃	〃	〃
ため池改修事業	600	〃	〃	〃
社会資本整備総合交付金事業(道路改良)	14,000	〃	〃	〃
橋梁点検事業	12,700	〃	〃	〃
長寿命化修繕事業	3,300	〃	〃	〃
下水道事業会計繰出金	30,700	〃	〃	〃
かつらぎ西部公園整備事業	71,800	〃	〃	〃

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
緊急自然災害防止対策事業(道路改良)	15,400	普通貸借又は証券発行	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
公共施設等適正管理推進事業(道路改良)	11,600	〃	〃	〃
急傾斜地崩壊対策事業	400	〃	〃	〃
妙寺団地建替事業	11,400	〃	〃	〃
公営住宅等ストック総合改善事業	11,300	〃	〃	〃
防災基盤整備事業	4,300	〃	〃	〃
消防施設整備	3,300	〃	〃	〃
防災情報システム	11,900	〃	〃	〃
スクールバス運行委託料	24,700	〃	〃	〃
スクールバス購入	5,000	〃	〃	〃
学校講師報酬	1,000	〃	〃	〃
文化財拠点施設整備事業	11,400	〃	〃	〃
災害復旧事業	21,300	〃	〃	〃
臨時財政対策債	42,900	〃	〃	〃

議案第 31 号

令和 5 年度かつらぎ町シビックセンター特別会計予算

令和 5 年度かつらぎ町シビックセンター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,761,138 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、10,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

歳 入 岁 出 予 算

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款	項	金	額
1 使用料及び手数料			4,158
2 繰入金	1 使 用 料		4,158
			66,322
	1 一般会計繰入金		66,322
3 諸収入			8,357
	1 雜 入		8,357
4 繰越金			1
	1 繰 越 金		1
5 町債			97,300
	1 町 債		97,300
	歳入合計		176,138

(単位:千円)

款	項	金	額
1 総務費			141,272
	1 総務管理費		141,272
2 事業費			16,140

(単位：千円)

款	項	金額
	1 事業費	16,140
3 公債費		18,626
	1 公債費	18,626
4 予備費		100
	1 予備費	100
	合計	176,138
歳出		

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
総合文化会館改修事業	千円 97,300	普通貸借又は証券発行	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。

議案第 32 号

令和5年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,435,190千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

歳 入 岐 出 算

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		433,457
	1 国民健康保険税	433,457
2 使用料及び手数料		181
	1 手数料	181
3 国庫支出金		80
	1 国庫補助金	80
4 県支出金		1,756,871
	1 県負担金・補助金	1,754,370
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 財政対策補助金	2,500
5 財産収入		66
	1 財産収入	66
6 繰入金		236,154
	1 他会計繰入金	201,154
	2 基金繰入金	35,000
7 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000

(単位：千円)

款		項	金額
8 諸 収 入			
1 延滞金加算金及び過剰料			2,729
	2 雜 入		3,652
9 諸 入 合 計			2,435,190

(単位：千円)

款		項	金額
（収出）			
1 総務費			
1 総務管理費			35,729
2 徴税費			34,220
3 運営協議会費			1,349
			160
2 保険給付費			1,740,062
1 療養諸費			1,509,746
2 高額療養費			221,113
3 葬祭諸費			1,200
4 出産育児諸費			8,000
5 移送費			2

(単位：千円)

款	項	金額
	6 傷病手当金給付費	1
3 国民健康保険事業費納付金		620,278
	1 医療給付費分	441,408
	2 後期高齢者支援金等分	134,282
	3 介護納付金分	44,588
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		22,665
	1 保健事業費	6,811
	2 特定健康診査等事業費	15,854
6 諸支出金		11,455
	1 償還金及び還付加算金	3,805
	2 延滞金	1
	3 繰出金	5,947
	4 貸付金	636
	5 基金費	1,066
7 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
	2 議款出合計	2,435,190

議案第 33 号

令和 5 年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計予算

令和 5 年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,524 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、1,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

歳 入 出 算

第1表
(歳入)

(単位:千円)

	款	項	金額
1 診療収入			478
2 繰入金	1 外来収入		478
3 繰越金	1 事業勘定繰入金		5,946
	1 繰越金		100
	歳入合計		100
			6,524

(歳出)

	款	項	金額
1 総務費			6,204
2 医業費	1 施設管理費		6,204
3 予備費	1 医業費		220
	1 予備費		100
	歳出合計		100
			6,524

議案第 34 号

令和5年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めると
ころによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ594,884千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出
予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定
による一時借入金の借入最高限度額は、50,000千円と定める。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

歳 入 出 算

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		211,939
2 使用料及び手数料	1 後期高齢者医療保険料	211,939
3 繰入金	1 手数料	31
4 繰越金		31
5 諸収入	1 一般会計繰入金	382,226
	1 繰越金	1
	1 延滞金加算金及び過料	687
	2 総入	685
	歳入合計	594,884

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		11,381
	1 総務管理費	10,508

(単位：千円)

款	項	金額
	2 微 収 費	873
2 後期高齢者医療広域連合納付金		582,381
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	582,381
3 諸支出金		122
	1 償還金及び還付加算金	121
	2 漢出金	1
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
	歳 出 合 計	594,884

議案第 35 号

令和 5 年度かつらぎ町介護保険事業特別会計予算

令和 5 年度かつらぎ町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,698,097 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 27 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 介護保険料		449,681
	1 介護保険料	449,681
2 使用料及び手数料		21
	1 手数料	21
3 国庫支出金		701,169
	1 国庫負担金	439,170
	2 国庫補助金	261,999
4 支払基金交付金		688,010
	1 支払基金交付金	688,010
5 県支出金		389,654
	1 県負担金	368,196
	2 県補助金	21,458
6 財産収入		91
	1 財産運用収入	91
7 繰入金		469,050
	1 一般会計繰入金	435,250
	2 基金繰入金	33,800

(単位：千円)

款		項	金額
8 繰 越 金			10
		1 繰 越 金	10
9 諸 収 入			411
		1 延滞金加算金及び過料	2
		2 雜 入	409
		歳 入 合 計	2,698,097

(単位：千円)

款		項	金額
1 総 務 費			63,901
		1 総務管理費	44,390
		2 徴 収 費	965
		3 運営協議会費	144
		4 介護認定審査会費	12,952
		5 介護保険事業計画作成費	5,450
2 保 险 搢 付 費			2,484,205
		1 介護サービスク等諸費	2,254,263

(単位：千円)

款	項	金額
	2 介護予防サービ�等諸費	42,418
	3 その他諸費	1,800
	4 高額介護サービஸ給付費	66,255
	5 高額医療合算介護サービ斯費等	9,098
	6 特定入所者介護サービ斯費等	110,371
3 地域支援事業費		134,105
	1 介護予防・生活支援サービ斯事業費	61,213
	2 一般介護予防事業費	2,514
	3 包括的支援事業・任意事業費	49,737
	4 包括的支援事業費（社会保障充実分）	20,391
	5 その他諸費	250
4 諸支出金		567
	1 債還金及び還付加算金	470
	2 基金費	96
	3 繰出金	1
5 予備費		15,319
	1 予備費	15,319
	歳出合計	2,698,097

議案第 36 号

令和 5 年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計予算

令和 5 年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計の予算は、次に定めると
ころによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 86,473 千円と定め
る。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳
出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定
による一時借入金の借入最高限度額は、10,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳 入 岁 出 算

第1表(歳入)

(単位:千円)

款		項	金額
1	使用料及び手数料		296
2	繰入金	1 使 用 料	296
3	繰越金	1 一般会計繰入金	85,517
4	諸収入	1 繰 越 金	2
		1 雜 入	658
		歳 入 合 計	86,473

款		項	金額
1	事業費	1 事 業 費	15,529
2	公債費	1 公 債 費	70,814
3	予備費	1 予 備 費	130
		歳 出 合 計	86,473

議案第 37 号

令和5年度かつらぎ町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度かつらぎ町水道事業会計の予算は、次に定めると
ころによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	6,650 戸
(2) 年間総給水量	1,476,000 m ³
(3) 一日平均給水量	4,033 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管布設事業	143,800 千円
施設整備事業	54,500 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(1) 上水道の部

 収入

第1款 水道事業収益	296,410 千円
第1項 営業収益	256,424 千円
第2項 営業外収益	38,539 千円
第3項 附帯事業収益	1,426 千円
第4項 特別利益	21 千円

 支出

第1款 水道事業費用	304,355 千円
第1項 営業費用	281,669 千円
第2項 営業外費用	15,298 千円
第3項 附帯事業費用	4,868 千円
第4項 特別損失	1,020 千円
第5項 予備費	1,500 千円

(2) 簡易水道の部

 収入

第1款 水道事業収益	113,232 千円
第1項 営業収益	54,475 千円
第2項 営業外収益	58,756 千円
第4項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1 2 3 , 1 4 4 千円
第1項 営業費用	1 1 5 , 2 7 7 千円
第2項 営業外費用	6 , 9 6 7 千円
第4項 特別損失	4 0 0 千円
第5項 予備費	5 0 0 千円

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収 入

第1款 水道事業収益	4 , 5 3 0 千円
第1項 営業収益	3 , 3 8 4 千円
第2項 営業外収益	1 , 1 4 5 千円
第4項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	6 , 3 1 0 千円
第1項 営業費用	5 , 8 2 4 千円
第2項 営業外費用	3 8 4 千円
第4項 特別損失	2 千円
第5項 予備費	1 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額151, 568千円は、過年度分損益勘定留保資金103, 492千円、建設改良積立金取崩額30, 000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18, 076千円で補填するものとする。）。

(1) 上水道の部

収 入

第1款 資本的収入	5 3 , 8 1 9 千円
第2項 補償費	1 , 0 0 0 千円
第5項 他会計繰入金	6 , 4 1 9 千円
第6項 出資金	4 , 9 0 0 千円
第7項 企業債	4 1 , 5 0 0 千円

支 出

第1款 資本的支出	1 8 5 , 6 8 0 千円
第1項 建設改良費	1 5 0 , 5 2 4 千円
第2項 企業債償還金	3 5 , 1 5 6 千円

(2) 簡易水道の部

収 入

第1款 資本的収入	58,298 千円
第5項 他会計繰入金	11,373 千円
第6項 出資金	4,925 千円
第7項 企業債	42,000 千円
支 出	
第1款 資本的支出	77,237 千円
第1項 建設改良費	48,353 千円
第2項 企業債償還金	28,884 千円

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収 入

第1款 資本的収入	787 千円
第6項 出資金	787 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,555 千円
第2項 企業債償還金	1,555 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
配水管布設事業	53,500	証書借入	6.0%以内（ただし、利率見直し方 式で借り入れる場合、利率見直し を行った後においては、当該見直し 後の利率）	借入先の融資条件 による。ただし、 企業財政その他の 都合により繰上償 還又は、低利に借 り換えることがで きる。
施設整備事 業	30,000	〃	〃	〃

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用のうち営業費用、営業外費用、特別損失の各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 54,570 千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債償還及び減価償却費等に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、30,285千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,550千円と定める。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和5年度かつらぎ町水道事業会計予算実施計画

(1) 上水道の部

収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業収益			296,410	
	1 営業収益		256,424	
	1 給水収益		253,943	
	2 受託工事収益		220	
	3 その他の営業収益		2,261	
	2 営業外収益		38,539	
	1 受取利息及び配当金		64	
	2 分担金		5,665	
	3 繰入金		477	
	4 補助金		50	
	5 長期前受金戻入		32,004	
	8 雑収益		279	
	3 附帯事業収益		1,426	
	1 飲料水供給施設事業収益		1,426	
	4 特別利益		21	
	1 固定資産売却益		20	
	2 過年度損益修正益		1	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業費用			304,355	
	1 営業費用		281,669	
	1 原水浄水費		58,283	
	2 配水給水費		36,006	
	3 受託工事費		525	
	4 総係費		63,762	
	5 減価償却費		121,593	
	6 資産減耗費		600	
	7 その他営業費用		900	
	2 営業外費用		15,298	
	1 支払利息		5,268	
	2 消費税		10,000	
	3 雑支出		30	
	3 附帯事業費用		4,868	
	1 飲料水供給施設事業費		4,868	

用			
4 特別損失		1,020	
	1 固定資産売却損	20	
	4 過年度損益修正損	1,000	
5 予備費		1,500	
	1 予備費	1,500	

資本的収入及び支出
(収入)

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的収入			53,819	
	2 補償金		1,000	
		1 補償金	1,000	
	5 他会計繰入金		6,419	
		2 他会計負担金	6,419	
	6 出資金		4,900	
		1 出資金	4,900	
	7 企業債		41,500	
		1 建設改良のための企業債	41,500	

(支出)

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的支出			185,680	
	1 建設改良費		150,524	
		2 新設拡張費	60,000	
		3 改良更新費	90,000	
		4 固定資産購入費	524	
	2 企業債償還金		35,156	
		1 企業債償還金	35,156	

(2) 簡易水道の部

収益的収入及び支出

(収入)

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備考
1 水道事業収益			113,232	
	1 営業収益		54,475	
		1 給水収益	53,967	
		2 受託工事収益	220	
		3 その他の営業収益	288	
	2 営業外収益		58,756	

	1 受取利息及び配当金	7	
	2 分担金	3,050	
	3 繰入金	11,643	
	5 長期前受金戻入	44,026	
	8 雜収益	30	
4 特別利益		1	
	2 過年度損益修正益	1	

(支 出)

(単位 : 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業費用			123,144	
	1 営業費用		115,277	
	1 原水淨水費	28,729		
	2 配水給水費	10,820		
	3 受託工事費	310		
	4 総係費	13,191		
	5 減価償却費	61,967		
	6 資産減耗費	210		
	7 その他営業費用	50		
	2 営業外費用		6,967	
	1 支払利息	4,947		
	2 消費税	2,000		
	3 雜支出	20		
	4 特別損失		400	
	4 過年度損益修正損	400		
	5 予備費		500	
	1 予備費	500		

資本的収入及び支出

(收 入)

(単位 : 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			58,298	
	5 他会計繰入金		11,373	
	2 他会計負担金		11,373	
	6 出資金		4,925	
	1 出資金		4,925	
	7 企業債		42,000	
	1 建設改良のための企業債		42,000	

(支 出)

(単位 : 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的支出			77,237	
	1 建設改良費		48,353	
		2 新設拡張費	10,000	
		3 改良更新費	38,300	
		4 固定資産購入費	53	
	2 企業債償還金		28,884	
		1 企業債償還金	28,884	

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収益的収入及び支出
(収入)

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備考
1 水道事業収益			4,530	
	1 営業収益		3,384	
		1 給水収益	3,376	
		3 その他の営業収益	8	
	2 営業外収益		1,145	
		3 繰入金	98	
		5 長期前受金戻入	1,046	
		8 雑収益	1	
	4 特別利益		1	
		2 過年度損益修正益	1	

(支出)

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備考
1 水道事業費用			6,310	
	1 営業費用		5,824	
		1 原水淨水費	1,212	
		2 配水給水費	841	
		4 総係費	556	
		5 減価償却費	3,214	
		6 資産減耗費	1	
	2 営業外費用		384	
		1 支払利息	183	
		2 消費税	200	
	3 雑支出		1	
	4 特別損失		2	
		4 過年度損益修正損	2	
	5 予備費		100	
		1 予備費	100	

資本的収入及び支出

(收 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			787	
	6 出資金		787	
		1 出資金	787	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			1,555	
	2 企業債償還金		1,555	
		1 企業債償還金	1,555	

令和5年度 かつらぎ町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は損失）	△22,167
減価償却費	186,774
固定資産除却費	700
固定資産売却損	20
減損損失	0
退職給付引当金の増加・減少額（△）	0
賞与引当金の増加・減少額（△）	14
法定福利費引当金の増加・減少額（△）	△3
修繕引当金の増加・減少額（△）	0
貸倒引当金の増加・減少額（△）	0
長期前受金戻入額	△77,076
未収金の増加（△）・減少額	△741
未払金の増加・減少額（△）	90
前受金の増加・減少額（△）	0
前払金の増加（△）・減少額	0
たな卸資産の増加（△）・減少額	△2,374
受取利息及び配当金	△71
支払利息及び企業債取扱諸費	10,398
その他流動資産の増加（△）・減少額	0
その他流動負債の増加・減少額（△）	0
固定資産売却益（△）投資活動へ	△20
業務活動によるキャッシュ・フロー	95,544

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

補助金、負担金等による収入	17,084
固定資産の売却による収入	20
その他投資活動による収入	0
利息及び配当金の受取額	71
固定資産の取得による支出	△181,521
資産及び負債の増減（投資活動）	0
一般会計又は特別会計からの繰入金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△164,346

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	0
一時借入金の返済による支出	0
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	83,500
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△65,595
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の返済による支出	0
リース債務の返済による支出	0
他会計からの出資による収入	10,612
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△10,398
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,119

資金増減額	△50,683
資金期首残高	874,781
資金期末残高	824,098

令和4年度 かつらぎ町水道事業予定損益計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 納水収益	244,141,720		
(2) 受託工事収益	18,000		
(3) その他営業収益	<u>2,281,117</u>	246,440,837	
2 営業費用			
(1) 原水浄水費	61,234,382		
(2) 配水給水費	38,138,454		
(3) 受託工事費	4,720		
(4) 総 係 費	73,522,965		
(5) 減価償却費	182,879,636		
(6) 資産減耗費	800,000		
(7) その他の営業費用	<u>46,184</u>	<u>356,626,341</u>	
営業損失			110,185,504
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	71,560		
(2) 分 担 金	7,283,637		
(3) 繰 入 金	43,736,781		
(4) 補 助 金	30,000		
(5) 長期前受金戻入	78,343,492		
(6) 雑 収 益	<u>333,583</u>	129,799,053	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	10,404,738		
(2) 雑 支 出	<u>80,630</u>	<u>10,485,368</u>	
5 附帯事業収益			
(1) 飲料水供給施設事業収益	<u>1,306,727</u>	1,306,727	
6 附帯事業費用			
(1) 飲料水供給施設事業費用	<u>2,598,546</u>	<u>2,598,546</u>	<u>118,021,866</u>
経常利益			7,836,362
7 特別利益			
(1) 固定資産売却益	869,543		
(2) 過年度損益修正益	0		
(3) 長期前受金戻入益	0		
(4) その他の特別利益	<u>0</u>	869,543	
8 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 災害による損失	0		
(3) 過年度損益修正損	198,905		
(4) その他の特別損失	<u>0</u>	<u>198,905</u>	<u>670,638</u>
当年度純利益			8,507,000
前年度繰越利益剰余金			49,000,839
その他未処分利益剰余金変動額			<u>30,000,000</u>
当年度未処分利益剰余金			<u>87,507,839</u>

令和4年度かつらぎ町水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位:円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		351,087,832
ロ 建物	380,473,177	
減価償却累計額	△173,990,160	206,483,017
ハ 構築物	6,276,063,904	
減価償却累計額	△3,144,452,141	3,131,611,763
ニ 機械及び装置	1,385,949,335	
減価償却累計額	△939,097,376	446,851,959
ホ 車両及び運搬具	7,325,314	
減価償却累計額	△6,432,716	892,598
ヘ 工具器具及び備品	43,391,905	
減価償却累計額	△19,077,821	24,314,084
ト リース資産	0	
減価償却累計額	0	0
チ 建設仮勘定		91,323,417
有形固定資産合計		4,252,564,670
(2) 無形固定資産		
イ リース資産		0
ロ ソフトウェア		1,931,000
無形固定資産合計		1,931,000
固定資産合計		4,254,495,670

2 流動資産

(1) 現金預金

(2) 未収金	874,780,934
貸倒引当金	38,755,385
(3) 貯蔵品	△242,184
(4) 前払金	38,513,201
流動資産合計	10,529,660
資産合計	0
	923,823,795
	5,178,319,465

負債の部

3 固定負債

(1) 引当金

イ 修繕引当金	9,610,336
ロ 退職給付引当金	0
引当金合計	9,610,336
(2) 企業債	965,918,012
(3) リース債務	0
固定負債合計	975,528,348

4 流動負債		
(1) 一時借入金		0
(2) 企業債		65,594,286
(3) リース債務		0
(4) 未払金		17,418,036
(5) 前受金		300,000
(6) 引当金		<u>6,717,000</u>
流動負債合計		90,029,322

5 繰延収益		
(1) 長期前受金		
イ 受贈財産評価額	2,009,345,963	
収益化累計額	<u>△983,984,760</u>	1,025,361,203
ロ 工事負担金	957,546,811	
収益化累計額	<u>△611,716,692</u>	345,830,119
ハ 施設分担金	62,089,768	
収益化累計額	<u>△37,575,951</u>	24,513,817
ニ 国庫補助金	231,561,681	
収益化累計額	<u>△153,318,895</u>	78,242,786
亦 県補助金	132,034,059	
収益化累計額	<u>△103,065,872</u>	28,968,187
ヘ 他会計補助金	172,871,913	
収益化累計額	<u>△69,155,197</u>	103,716,716
ト 企業債元金償還繰入金	125,329,605	
収益化累計額	<u>△98,989,053</u>	26,340,552
チ 補償金長期前受金	64,993,728	
収益化累計額	<u>△1,463,064</u>	<u>63,530,664</u>
長期前受金合計		<u>1,696,504,044</u>
繰延収益合計		1,696,504,044
負債合計		2,762,061,714

資本の部

6 資本金		2,013,771,876
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	3,978,036	
ロ 工事負担金	0	
ハ 施設分担金	0	
ニ 工事補助金	0	
亦 工事繰入金	0	
資本剰余金合計		3,978,036

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金	264,000,000
ロ 建設改良積立金	47,000,000
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>87,507,839</u>
利益剰余金合計	<u>398,507,839</u>
剩余金合計	<u>402,485,875</u>
資 本 合 計	<u>2,416,257,751</u>
負 債 資 本 合 計	<u>5,178,319,465</u>

令和4年度かつらぎ町水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。ただし、取替資産については取替法による。

償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	13～50年
構築物	38～60年
機械及び装置	8～20年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	5～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウエア	5年
--------	----

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、個々の債権ごとに回収不能見込額を見積もり、計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

(4) 会計処理の基準又は手続の変更

該当事項なし。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。

(2) 重要な非資金取引

当事業年度に新たに計上した受贈財産はない。なお、ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。

3. 予定貸借対照表等関連

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項なし。

(2) 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、269,887,781円である。

(3) 保証債務

該当事項なし。

(4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務

該当事項なし。

(5) 引当金の取崩し

① 賞与引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金2,529,000円を取り崩す。

② 法定福利費引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金544,000円を取り崩す。

4. セグメント情報の開示

(1) 報告セグメントの概要

かつらぎ町水道事業は、上水道、簡易水道及び花園梁瀬簡易水道の3つの事業を運営しているため、「上水道事業」、「簡易水道事業」及び、「花園梁瀬簡易水道事業」の3つを報告セグメントとしている。

報告セグメントは、かつらぎ町水道事業の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、予算の策定及び業績を評価するために、定期的に議会に報告される対象となっているものである。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は、以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
上水道事業	かつらぎ町大字高田、移、背ノ山、窪、萩原、笠田中、笠田東、佐野、広浦、大谷、蛭子、大藪、柏木、丁ノ町、新田、妙寺、西飯降、中飯降、大畑(字犬ノ鼻)、短野(広野)、宮本、星山、東谷、平、橋本市高野口町竹尾のうち水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項の規定に基づく事業認可を受けた区域(以下「認可区域」という。)、給水可能な区域において水道水、飲料水を供給する業務
簡易水道事業	かつらぎ町大字広口、滝、萩原、笠田中、西渋田、島、東渋田、平沼田、寺尾、兄井、三谷、山崎、教良寺、御所、星川、上天野、下天野、新城のうち認可区域において水道水を供給する業務
花園梁瀬 簡易水道事業	かつらぎ町大字花園梁瀬の認可区域において水道水を供給する業務

(2) 報告セグメントごとの営業収益等の予定額

当年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(消費税抜き、単位：千円)

項目	上水道事業	簡易水道事業	花園梁瀬簡易水道事業
営業収益	200,372	43,530	2,539
営業費用	251,973	101,187	3,466
営業損益	△51,601	△57,657	△927
営業外収益	62,925	65,283	1,591
営業外費用	5,359	5,024	103
附帯事業収益	1,307	0	0
附帯事業費用	2,599	0	0
経常損益	4,673	2,602	561
セグメント資産	3,311,540	1,796,703	70,077
セグメント負債	1,272,292	1,440,255	49,515
その他の項目			
他会計繰入金	25,611	17,582	544
減価償却費	117,889	62,716	2,275
受取利息	64	7	0
支払利息	5,282	5,020	103
特別利益	870	0	0
特別損失	153	27	18
うち減損損失	0	0	0
固定資産の増加額	121,463	35,245	19,757

項目	合計
営業収益	246,441
営業費用	356,626
営業損益	△110,185
営業外収益	129,799
営業外費用	10,486
附帯事業収益	1,307
附帯事業費用	2,599
経常損益	7,836
セグメント資産	5,178,320
セグメント負債	2,762,062
その他の項目	
他会計繰入金	43,737
減価償却費	182,880
受取利息	71
支払利息	10,405
特別利益	870
特別損失	198
うち減損損失	0
固定資産の増加額	176,465

5. 減損損失

当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。

6. リース契約により使用する固定資産

(1) リース会計に係る特例措置

地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円以上分）

該当事項なし。

(3) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円未満分）

該当事項なし。

(4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項なし。

(5) オペレーティング・リース取引

該当事項なし。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

(1) 従前の修繕引当金の取扱い

平成26年3月31日以前に引当てられたものについては、従前の例により取り崩すことができる経過措置を適用する。

(2) 当年度において新型コロナウイルス感染症による住民生活への影響を鑑み、緊急的な支援措置として令和4年6月使用分から令和4年8月使用分の水道料金基本料金を3ヵ月分減免を行った。なお、減免を行った金額に相当する額について、一般会計繰入金を充当する。

令和5年度かつらぎ町水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位:円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地	351,087,832
ロ 建物	380,473,177
減価償却累計額	△179,957,160
ハ 構築物	6,450,063,904
減価償却累計額	△3,275,587,141
ニ 機械及び装置	1,402,949,335
減価償却累計額	△983,457,376
ホ 車両及び運搬具	24,071,314
減価償却累計額	△6,669,716
ヘ 工具器具及び備品	43,391,905
減価償却累計額	△23,728,821
ト リース資産	0
減価償却累計額	0
チ 建設仮勘定	<u>64,378,417</u>
有形固定資産合計	4,247,015,670
(2) 無形固定資産	
イ リース資産	0
ロ ソフトウェア	<u>1,507,000</u>
無形固定資産合計	<u>1,507,000</u>
固定資産合計	4,248,522,670

2 流動資産

(1) 現金預金

(2) 未収金	824,097,934
貸倒引当金	39,496,385
(3) 貯蔵品	△242,184
(4) 前払金	39,254,201
流動資産合計	12,903,660
資産合計	0
	<u>876,255,795</u>
	<u>5,124,778,465</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 引当金

イ 修繕引当金	9,610,336
ロ 退職給付引当金	0
引当金合計	9,610,336
(2) 企業債	983,377,012
(3) リース債務	0
固定負債合計	992,987,348

4 流動負債		
(1) 一時借入金		0
(2) 企業債		66,040,286
(3) リース債務		0
(4) 未払金		17,508,036
(5) 前受金		300,000
(6) 引当金		<u>6,728,000</u>
流動負債合計		90,576,322

5 繰延収益		
(1) 長期前受金		
イ 受贈財産評価額	2,009,345,963	
収益化累計額	<u>△1,025,391,760</u>	983,954,203
ロ 工事負担金	957,546,811	
収益化累計額	<u>△628,716,692</u>	328,830,119
ハ 施設分担金	62,089,768	
収益化累計額	<u>△38,965,951</u>	23,123,817
ニ 国庫補助金	231,561,681	
収益化累計額	<u>△157,111,895</u>	74,449,786
ホ 県補助金	132,034,059	
収益化累計額	<u>△105,223,872</u>	26,810,187
ヘ 他会計補助金	178,311,913	
収益化累計額	<u>△79,172,197</u>	99,139,716
ト 企業債元金償還繰入金	136,064,605	
収益化累計額	<u>△98,989,053</u>	37,075,552
チ 補償金長期前受金	65,902,728	
収益化累計額	<u>△2,774,064</u>	63,128,664
長期前受金合計		<u>1,636,512,044</u>
繰延収益合計		<u>1,636,512,044</u>
負債合計		<u>2,720,075,714</u>

資本の部

6 資本金		2,054,383,876
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	3,978,036	
ロ 工事負担金	0	
ハ 施設分担金	0	
ニ 工事補助金	0	
ホ 工事繰入金	0	
資本剰余金合計		3,978,036

(2) 利益剰余金	
イ 減債積立金	264,000,000
ロ 建設改良積立金	37,000,000
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>45,340,839</u>
利益剰余金合計	<u>346,340,839</u>
剰余金合計	350,318,875
資本合計	<u>2,404,702,751</u>
負債資本合計	<u>5,124,778,465</u>

令和5年度かつらぎ町水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。ただし、取替資産については取替法による。

償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	13～50年
構築物	38～60年
機械及び装置	8～20年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	5～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年
--------	----

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、個々の債権ごとに回収不能見込額を見積もり、計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

(4) 会計処理の基準又は手続の変更

該当事項なし。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。

(2) 重要な非資金取引

当事業年度に新たに計上した受贈財産はない。なお、ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。

3. 予定貸借対照表等関連

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項なし。

(2) 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、282,631,035円である。

(3) 保証債務

該当事項なし。

(4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務

該当事項なし。

(5) 引当金の取崩し

① 賞与引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金2,998,000円を取り崩す。

② 法定福利費引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金646,000円を取り崩す。

4. セグメント情報の開示

(1) 報告セグメントの概要

かつらぎ町水道事業は、上水道、簡易水道及び花園梁瀬簡易水道の3つの事業を運営しているため、「上水道事業」、「簡易水道事業」及び、「花園梁瀬簡易水道事業」の3つを報告セグメントとしている。

報告セグメントは、かつらぎ町水道事業の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、予算の策定及び業績を評価するために、定期的に議会に報告される対象となっているものである。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は、以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
上水道事業	かつらぎ町大字高田、移、背ノ山、窪、萩原、笠田中、笠田東、佐野、広浦、大谷、蛭子、大藪、柏木、丁ノ町、新田、妙寺、西飯降、中飯降、大畑(字犬ノ鼻)、短野(広野)、宮本、星山、東谷、平、橋本市高野口町竹尾のうち水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項の規定に基づく事業認可を受けた区域(以下「認可区域」という。)、給水可能な区域において水道水、飲料水を供給する業務
簡易水道事業	かつらぎ町大字広口、滝、萩原、笠田中、西渋田、島、東渋田、平沼田、寺尾、兄井、三谷、山崎、教良寺、御所、星川、上天野、下天野、新城のうち認可区域において水道水を供給する業務
花園梁瀬 簡易水道事業	かつらぎ町大字花園梁瀬の認可区域において水道水を供給する業務

(2) 報告セグメントごとの営業収益等の予定額

当年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(消費税抜き、単位：千円)

項目	上水道事業	簡易水道事業	花園梁瀬簡易水道事業
営業収益	233,234	49,539	3,078
営業費用	271,833	111,409	5,600
営業損益	△38,599	△61,870	△2,522
営業外収益	38,000	58,477	1,145
営業外費用	5,318	4,972	184
附帯事業収益	1,297	0	0
附帯事業費用	4,438	0	0
経常損益	△9,058	△8,365	△1,561
セグメント資産	3,286,231	1,771,866	66,682
セグメント負債	1,253,414	1,419,676	46,986
その他の項目			
他会計繰入金	477	11,643	98
減価償却費	121,593	61,967	3,214
受取利息	64	7	0
支払利息	5,268	4,947	183
特別利益	21	1	1
特別損失	930	364	2
うち減損損失	0	0	0
固定資産の増加額	141,388	43,959	0

項目	合計
営業収益	285,851
営業費用	388,842
営業損益	△102,991
営業外収益	97,622
営業外費用	10,474
附帯事業収益	1,297
附帯事業費用	4,438
経常損益	△18,984
セグメント資産	5,124,779
セグメント負債	2,720,076
その他の項目	
他会計繰入金	12,218
減価償却費	186,774
受取利息	71
支払利息	10,398
特別利益	23
特別損失	1,296
うち減損損失	0
固定資産の増加額	185,347

5. 減損損失

当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。

6. リース契約により使用する固定資産

(1) リース会計に係る特例措置

地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円以上分）

該当事項なし。

(3) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円未満分）

該当事項なし。

(4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項なし。

(5) オペレーティング・リース取引

該当事項なし。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

(1) 従前の修繕引当金の取扱い

平成26年3月31日以前に引当てられたものについては、従前の例により取り崩すことができる経過措置を適用する。

議案第 38 号

令和5年度かつらぎ町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度かつらぎ町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	2,030 戸
(2) 年間有収水量	732,000 m ³
(3) 一日平均有収水量	2,000 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	99,000 千円
流域下水道事業（負担金）	18,698 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	519,437 千円
第1項 営業収益	151,986 千円
第2項 営業外収益	367,450 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	486,951 千円
第1項 営業費用	440,524 千円
第2項 営業外費用	46,177 千円
第3項 特別損失	50 千円
第4項 予備費	200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額151,784千円は、当年度分損益勘定留保資金141,180千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的收支調整額10,604千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	229,719 千円
第1項 負担金	2,400 千円
第2項 補助金	32,500 千円
第3項 他会計補助金	30,700 千円
第4項 他会計出資金	29,168 千円
第5項 企業債	134,200 千円

第7項 基金

751千円

支 出

第1款 資本的支出	381,503千円
第1項 建設改良費	117,698千円
第2項 企業債償還金	263,054千円
第4項 基金積立金	751千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	30,700	証書借入	6.0%以内(ただし、利率見直し方 式で借り入れる場合、利率見直し を行った後においては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件 による。ただし、 企業財政その他の 都合により繰上償 還又は、低利に借 り換えることができる。
流域下水道事業	16,400	〃	〃	〃
資本費平準化債	72,300	〃	〃	〃
特別措置分	14,800	〃	〃	〃

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 下水道事業費用のうち営業費用、営業外費用、特別損失の各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 46,863千円

(他会計からの補助金)

第9条 雨水処理費、減価償却費及び企業債償還等に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、274,773千円である。

令和5年2月27日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

当初予算実施計画書

収益的収入及び支出

收 入

かつらぎ町下水道事業会計

(単位:千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 下水道事業 収益			519,437	
	1 営業収益		151,986	
	1 下水道使用 料		120,322	
	2 雨水処理負 担金		31,605	
	4 その他営業 収益		59	
	2 営業外収益		367,450	
	1 受取利息及 び配当金		1	
	2 他会計補助 金		212,468	
	3 補助金		1,500	
	4 長期前受金 戻入		145,464	
	7 雜収益		8,017	
	3 特別利益		1	
	2 過年度損益 修正益		1	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 下水道事業費用			486,951	
	1 営業費用		440,524	
		1 管渠費	16,761	
		2 総係費	65,101	
		3 流域下水道維持管理負担金	94,087	
		4 減価償却費	264,575	
	2 営業外費用		46,177	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	34,791	
		2 消費税及び地方消費税	340	
		3 雑支出	11,046	
	3 特別損失		50	
		3 過年度損益修正損	50	
	4 予備費		200	
		1 予備費	200	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			229,719	
	1 負担金		2,400	
		1 受益者負担金	2,400	
	2 補助金		32,500	
		1 国庫補助金	32,500	
	3 他会計補助金		30,700	
		1 他会計補助金	30,700	
	4 他会計出資金		29,168	
		1 他会計出資金	29,168	
	5 企業債		134,200	
		1 建設改良費等企業債	134,200	
	7 基金		751	
		1 基金繰入金	751	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			381,503	
	1 建設改良費		117,698	
		1 公共下水道整備事業費	99,000	
		2 流域下水道事業負担金	18,698	
	2 企業債償還金		263,054	
		1 企業債償還金	263,054	
	4 基金積立金		751	
		1 基金積立金	751	

令和5年度かつらぎ町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	32,588,000
減価償却費	264,575,000
固定資産除却費	0
固定資産売却損	0
貸倒引当金の増減（△は減少）	△153,000
賞与引当金の増減（△は減少）	△13,000
法定福利費引当金の増減（△は減少）	39,000
長期前受金戻入額	△145,464,000
受取利息及び配当金	△1,000
支払利息及び企業債取扱諸費	34,791,000
未収金の増減（△は増加）	121,530
未払金の増減（△は減少）	32,807
たな卸資産の増減（△は増加）	0
前払費用の増減（△は増加）	0
前払金の増減（△は増加）	0
その他流動資産の増減（△は増加）	0
前受金の増減額（△は減少）	0
預り金の増減額（△は減少）	0
その他流動負債の増減（△は減少）	0
小計	186,516,337
利息及び配当金の受取額	1,000
利息の支払額	△34,791,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	151,726,337
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△112,506,364
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	△16,998,182
国庫補助金等による収入	42,710,000
補助金の返還による支出	0
負担金による収入	2,181,818
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	35,154,545
基金の利息による収入	1,000
基金取り崩しによる収入	751,000
基金への積立による支出	△751,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△49,457,183
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の返済による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	140,500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△263,053,127
他会計からの出資による収入	29,167,797
財務活動によるキャッシュ・フロー	△93,385,330
資金に係る換算差額	0
資金増減額	8,883,824
資金期首残高	43,551,567
資金期末残高	52,435,391

令和4年度かつらぎ町下水道事業会計予定損益計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	110,481,700		
(2) 雨水処理負担金	27,939,631		
(3) その他営業収益	<u>108,000</u>	138,529,331	
2 営業費用			
(1) 管渠費	10,709,838		
(2) 総係費	51,735,524		
(3) 流域下水道維持管理負担金	85,099,826		
(4) 減価償却費	262,949,814		
(5) 資産減耗費	0		
(6) その他営業費用	<u>0</u>	<u>410,495,002</u>	
営業損失			271,965,671
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	3,741		
(2) 他会計補助金	190,279,265		
(3) 補助金	575,000		
(4) 長期前受金戻入	144,470,096		
(5) 雑収益	7,211,822	342,539,924	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	38,412,906		
(2) 雑支出	2,391,000		
(3) 一般会計繰出金	<u>21,401,393</u>	<u>62,205,299</u>	<u>280,334,625</u>
経常利益			8,368,954
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	1,000		
(3) 長期前受金戻入益	0		
(4) その他の特別利益	<u>0</u>	1,000	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 災害による損失	0		
(3) 過年度損益修正損	46,000		
(4) その他の特別損失	<u>0</u>	<u>46,000</u>	<u>△45,000</u>
当年度純利益			8,323,954
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			<u>8,323,954</u>

令和4年度かつらぎ町下水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位:円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ	土 地	66,447,050
ロ	建 物	63,023,779
	減価償却累計額	△7,487,224
ハ	構 築 物	55,536,555
	減価償却累計額	6,898,041,181
二	機 械 及び 装 置	△789,509,232
	減価償却累計額	6,108,531,949
三	車両運搬具	97,640,236
	減価償却累計額	△37,692,318
ホ	工具、器具及び備品	59,947,918
	減価償却累計額	21,456,120
ヘ	建 設 仮 勘 定	△12,822,176
	減価償却累計額	1,398,714
	減価償却累計額	8,633,944
ト	有形固定資産合計	△606,451
		792,263
		15,354,545
		6,315,244,224

(2) 無形固定資産

イ	ソ フ ト ウ ェ ア	7,733,574
ロ	地 上 権	1,011,256
ハ	施設利用権	1,051,739,880
	無形固定資産合計	1,060,484,710

(3) 投資その他の資産

イ	基 金	0
	投資その他の資産合計	0
	固定資産合計	7,375,728,934

2. 流動資産

(1)	現 金 預 金	43,551,567
(2)	未 収 金	4,600,359
	貸 倒 引 当 金	△233,000
(3)	貯 藏 品	4,367,359
(4)	前 払 金	0
(5)	その他の流動資産	0
	流動資産合計	47,918,926
	資産合計	7,423,647,860

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に

充てるための企業債

2,557,251,842

2,557,251,842

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

0

ロ 特別修繕引当金

0

固 定 負 債 合 計

2,557,251,842

4. 流 動 負 債

(1) 一 時 借 入 金

0

(2) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に

充てるための企業債

263,053,127

263,053,127

(3) 他 会 計 借 入 金

イ 建設改良等の財源に

充てるための借入金

0

(4) 未 払 金

1,546,950

(5) 預 り 金

0

(6) 引 当 金

イ 賞与引当金

2,843,000

ロ 法定福利費引当金

526,000

3,369,000

(7) そ の 他 流 動 負 債

0

流 動 負 債 合 計

267,969,077

5. 繰 延 収 益

長 期 前 受 金

4,726,049,874

収 益 化 累 計 額

△ 574,784,234

繰 延 収 益 合 計

4,151,265,640

負 債 合 計

6,976,486,559

資 本 の 部

6. 資 本 金

(1) 資 本 金

384,053,386

資 本 金 合 計

384,053,386

7. 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額

10,599,870

ロ 受益者負担金

0

ハ 国庫補助金

2,967,539

二 県補助金

0

本 他 会 計 負 担 金	0
へ 他 会 計 补 助 金	41,216,552
資 本 剰 余 金 合 計	54,783,961
(2) 利 益 剰 余 金	
イ 当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金	8,323,954
利 益 剰 余 金 合 計	<u>8,323,954</u>
剰 余 金 合 計	63,107,915
資 本 合 計	<u>447,161,301</u>
負 債 資 本 合 計	<u>7,423,647,860</u>

令和4年度かつらぎ町下水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	50年
機械及び装置	7～15年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年
地上権	30年
施設利用権	45年

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、一般会計側との覚書に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、債権毎の回収不能見込額を計上している。

なお、回収不能見込み額は、不納欠損処理していない債権のうち、4年経過した債権を貸倒処理額とみなして算出している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

(4) 会計処理の基準又は手続の変更
該当事項なし。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。

(2) 重要な非資金取引

当事業年度に新たに計上した受贈財産及びファイナンス・リース取引に係る資産
及び負債はない。

3. 予定貸借対照表等関連

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項なし。

(2) 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内
に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、699,361,
798円である。

(3) 保証債務

該当事項なし。

(4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務

該当事項なし。

(5) 引当金の取崩し

① 賞与引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金2,73
9,000円を取り崩す。

② 法定福利費引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支
給するため、法定福利費引当金550,000円を取り崩す。

③ 貸倒引当金の取崩し

当年度において、債権を不納欠損するため、貸倒引当金432,000円を取り
崩す。

(6) 出資金

当年度に、一般会計から受けた出資の額は、28,408,695円である。

4. セグメント情報の開示

セグメントが下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5. 減損損失

当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。

6. リース契約により使用する固定資産

(1) リース会計に係る特例措置

地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナ
ンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行
うものとする。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

該当事項なし。

令和5年度かつらぎ町下水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位:円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	66,447,050
ロ 建 物	63,023,779
減価償却累計額	△9,359,030
ハ 構 築 物	6,968,850,395
減価償却累計額	△988,971,842
ニ 機 械 及 び 装 置	97,640,236
減価償却累計額	△46,791,161
ホ 車両運搬具	21,456,120
減価償却累計額	△16,027,720
ヘ 工具、器具及び備品	1,398,714
減価償却累計額	△826,334
ト 建設仮勘定	56,881,818
有形固定資産合計	6,213,722,025
(2) 無形固定資産	
イ ソフトウエア	3,880,001
ロ 地上権	939,950
ハ 施設利用権	1,021,949,760
無形固定資産合計	1,026,769,711
(3) 投資その他の資産	
イ 基 金	0
投資その他の資産合計	0
固定資産合計	7,240,491,736

2. 流動資産

(1) 現金預金

(2) 未収金

貸倒引当金

52,435,391

4,609,467

4,529,467

(3) 貯蔵品

(4) 前払金

(5) その他流動資産

流動資産合計

資産合計

56,964,858

7,297,456,594

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に

充てるための企業債

2,435,456,312

2,435,456,312

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

0

ロ 特別修繕引当金

0

0

固 定 負 債 合 計

2,435,456,312

4. 流 動 負 債

(1) 一 時 借 入 金

0

(2) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に

充てるための企業債

262,295,530

262,295,530

(3) 他 会 計 借 入 金

イ 建設改良等の財源に

充てるための借入金

0

0

(4) 未 払 金

1,546,950

(5) 預 り 金

0

(6) 引 当 金

イ 賞与引当金

2,830,000

ロ 法定福利費引当金

565,000

3,395,000

(7) そ の 他 流 動 負 債

0

流 動 負 債 合 計

267,237,480

5. 繰 延 収 益

長 期 前 受 金

4,806,096,237

収 益 化 累 計 額

△720,250,736

繰 延 収 益 合 計

4,085,845,501

負 債 合 計

6,788,539,293

資 本 の 部

6. 資 本 金

(1) 資 本 金

421,545,340

資 本 金 合 計

421,545,340

7. 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額

10,599,870

ロ 受益者負担金

0

ハ 国庫補助金

2,967,539

ニ 県補助金

0

本 他 会 計 負 担 金	0
△ 他 会 計 补 助 金	41,216,552
資 本 剰 余 金 合 計	54,783,961
(2) 利 益 剰 余 金	
△ 当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金	<u>32,588,000</u>
利 益 剰 余 金 合 計	<u>32,588,000</u>
剩 余 金 合 計	87,371,961
資 本 合 計	<u>508,917,301</u>
負 債 資 本 合 計	<u>7,297,456,594</u>

令和5年度かつらぎ町下水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	50年
機械及び装置	7～15年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウエア	5年
地上権	30年
施設利用権	45年

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、一般会計側との覚書に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、債権毎の回収不能見込額を計上している。

なお、回収不能見込み額は、不納欠損処理していない債権のうち、4年経過した債権を貸倒処理額とみなして算出している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

(4) 会計処理の基準又は手続の変更
該当事項なし。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。

(2) 重要な非資金取引

当事業年度に新たに計上した受贈財産及びファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。

3. 予定貸借対照表等関連

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項なし。

(2) 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、698,528,842円である。

(3) 保証債務

該当事項なし。

(4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務

該当事項なし。

(5) 引当金の取崩し

① 賞与引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金2,843,000円を取り崩す。

② 法定福利費引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金526,000円を取り崩す。

③ 貸倒引当金の取崩し

当年度において、債権を不納欠損するため、貸倒引当金233,000円を取り崩す。

(6) 出資金

当年度に、一般会計から受けた出資の額は、29,167,797円である。

4. セグメント情報の開示

セグメントが下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5. 減損損失

当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。

6. リース契約により使用する固定資産

(1) リース会計に係る特例措置

地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うものとする。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

該当事項なし。

